

特許庁委託事業

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)における  
知的財産権取得に関する制度概要調査

2018年2月  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部

[作成協力]

KISCH IP Attorneys  
Sandton & Pretoria, South Africa

[www.kisch-ip.com](http://www.kisch-ip.com)

# 目次

1. 事務局（ARIPO）の知的財産権（IPR）制度の概観 .....	1
1.1 事務局の概略 .....	1
1.2 ハラレ／バンジュール／アルーシャ／スワコプムント議定書 .....	1
1.3 議定書の施行規則 .....	2
1.4 事務局の知的財産権の統計 .....	3
2. 商標－バンジュール議定書 .....	10
2.1 はじめに .....	10
2.2 登録準備／願書作成 .....	14
2.3 登録／願書の提出 .....	16
2.4 手続処理 .....	19
2.5 登録／出願後の手続 .....	21
2.6 ARIPO 商標に関する留意点 .....	23
3 特許－ハラレ議定書 .....	24
3.1 はじめに .....	24
3.2 登録準備／願書作成 .....	30
3.3 登録／出願の提出 .....	31
3.4 手続処理 .....	34
3.5 登録／出願後の手続 .....	35
4 意匠－ハラレ議定書 .....	38
4.1 はじめに .....	38
4.2 登録準備／願書作成 .....	42
4.3 登録／出願の提出 .....	43
4.4 手続処理 .....	45
4.5 登録／出願後の手続 .....	46
5 実用新案－ハラレ議定書 .....	48
5.1 はじめに .....	48
5.2 登録準備／願書作成 .....	52
5.3 登録／願書の提出 .....	53
5.4 手続処理 .....	55
5.5 登録／出願後の手続 .....	56
6 植物育成者の権利－アルーシャ議定書 .....	59
6.1 はじめに .....	59
6.2 登録準備／願書作成 .....	60
6.3 登録／願書の提出 .....	61
6.4 手続遂行 .....	63
6.5 登録／出願後の手続 .....	63
7 伝統的知識およびフォークロアの保護 .....	65
7.1 はじめに .....	65
7.2 伝統的知識およびその保護 .....	67
7.3 フォークロアおよびその保護 .....	70
7.4 一般規定 .....	73
7.5 広域的保護 .....	73
7.6 移行措置 .....	74

7.7 規則 .....	74
8 著作権 .....	76
9. ARIPOに関する最近の話題 .....	77
9.1 地理的表示に関する任務の実施の進展 .....	77
9.2 ARIPOと加盟国の法律の調和 .....	77
9.3 ARIPOに関するニュース .....	77
10. 参考文書一覧.....	79
11. 別添.....	80
別添 A – ルサカ協定加盟国 .....	80
別添 B – 標章に関するバンジュール議定書 – 別表 I – 手数料.....	82
別添 C – ハラレ議定書 – 特許手数料 .....	84
別添 D – ハラレ議定書 – 意匠の手数料.....	86
別添 E – ハラレ議定書 – 実用新案の手数料.....	88
別添 F – スワコプメント議定書 – 第3別表 A部および B部 – 伝統的知識およびフォークロアの 手数料.....	90

# 1. 事務局（ARIPO）の知的財産権（IPR）制度の概観

## 1.1 事務局の概略

ARIPO は、ザンビアのルサカで 1976 年 12 月 9 日に調印されたルサカ協定に基づいて設立された。その目的は、とりわけ、アフリカにおける知的財産制度を促進し、調和させ、発展させることにある<sup>1</sup>。ARIPO の構成員資格は、アフリカ経済委員会（UNECA）またはアフリカ連合（AU）の加盟国に認められている。ARIPO は、2016 年 12 月 31 日現在、19 の加盟国から構成されており、加盟国については、加盟日および発効している ARIPO 議定書に関する締結状況とともに本報告書の別紙 A に記載されている。

ARIPO の本部は、ジンバブエのハラレにある。ARIPO 事務局によると、本報告書の作成時点では、55 名の事務局員、6 名の特許・実用新案審査官、3 名の方式審査官がおり、ARIPO の予算は 1,000 万米ドルである。

## 1.2 ハラレ／バンジュール／アルーシャ／スワコプムント議定書

ARIPO 知的財産出願制度により認められた各種知的財産権（IPR）の保護に関連して、ARIPO が現在管理している四つの議定書の概略は、以下のとおりである。

### ハラレ議定書

「特許および工業意匠に関するハラレ議定書」は、1976 年 12 月 9 日にザンビアのルサカで ARIPO により採択されたものであり、アフリカの英語圏地域のほとんどをカバーしている。その主な目的は、締約国間の協力を強化することおよび締約国の社会、経済、技術の発展のために知的財産サービスを提供することにより、締約国に影響する知的財産活動を調和および発展させることである。この議定書では、特許、実用新案および意匠について、締約国を対象とする単一の登録手続を定めている。

---

<sup>1</sup> 2016 年 ARIPO 年次報告書 9 頁

## **アルーシャ議定書**

植物新品種の保護に関する「アルーシャ議定書」は、2015年7月10日にタンザニアのアルーシャでARIPOにより採択された。この議定書の目的は、植物新品種の知的財産を保護する有効な制度を推進・創設すること、持続可能な農業、食料安全保障および経済的發展を確実にするために改良品種植物を栽培者や農場経営者に提供することである。この議定書では、植物育成者権について議定書締約国を対象とする単一の登録制度を定めている。

## **バンジュール議定書**

ARIPOの枠組内で適用される「標章に関するバンジュール議定書」は、1993年11月19日にガンビアのバンジュールで管理委員会により採択され、1997年11月28日、1998年5月26日、1999年11月26日、2003年11月21日、2013年11月25日、および2015年11月17日に改正されている。バンジュール議定書施行規則は、1995年11月24日にジンバブエのカリバで管理委員会により採択され、1997年11月28日、1998年5月26日、1999年11月26日、2003年11月21日、2013年11月25日、および2015年11月17日に改正されている。

## **スワコプムント議定書**

スワコプムント議定書は、2010年8月9日にスワコプムント（ナミビア）でARIPOにより採択された。この議定書の目的は、伝統的知識および民間伝承表現の特定の特性について法的保護を強調することであり、かかる特性には、集団的または地域社会的背景、およびこれにより地域社会の文化的アイデンティティと社会的アイデンティティ間に形成される連関、伝統的知識および民間伝承表現の世代間で発展、保存、伝承される性質、ならびにこれらの地域社会の精神的枠内で継続的に発展する性質が含まれる。

### **1.3 議定書の施行規則**

議定書に関する施行規則については、各種知的財産権を扱う以下の章で詳述する。

## 1.4 事務局の知的財産権の統計

統計：設立（1976年）から2017年8月31日まで

ARIPO 事務局から入手した統計表

	特許	商標	意匠	実用新案
出願件数	10171	3064	1223	99
登録件数	4282	1752	924	10
放棄／失効／期間満了	2177	108	27	0
付与／登録について係属中	3712	1204	951	89

ARIPO 事務局から入手した本報告書発行日時点の類区分別の統計表は、以下のとおりである。

類別の特許／実用新案の出願	
セクション	特許
A	2133
B	856
C	4126
D	80
E	591
F	870
G	741
H	738

分類別の商標出願	
第1類	85
第2類	27
第3類	205
第4類	63
第5類	586

第 6 類	60
第 7 類	102
第 8 類	33
第 9 類	327
第 10 類	45
第 11 類	117
第 12 類	137
第 13 類	12
第 14 類	44
第 15 類	12
第 16 類	266
第 17 類	32
第 18 類	75
第 19 類	60
第 20 類	40
第 21 類	47
第 22 類	19
第 23 類	12
第 24 類	40
第 25 類	170
第 26 類	39
第 27 類	15
第 28 類	56
第 29 類	321
第 30 類	315
第 31 類	100
第 32 類	190
第 33 類	93
第 34 類	165
第 35 類	335
第 36 類	183

第 37 類	110
第 38 類	190
第 39 類	147
第 40 類	35
第 41 類	334
第 42 類	146
第 43 類	213
第 44 類	61
第 45 類	64
合計	5728

<b>1984 年 1 月 1 日から 2017 年 8 月 31 日までに提出された意匠出願 類別の内訳</b>	
第 1 類	3
第 2 類	19
第 3 類	45
第 4 類	3
第 5 類	25
第 6 類	13
第 7 類	32
第 8 類	23
第 9 類	270
第 10 類	17
第 11 類	1
第 12 類	123
第 13 類	32
第 14 類	257
第 15 類	30
第 16 類	2
第 17 類	1
第 18 類	2



第 19 類	9
第 20 類	20
第 21 類	8
第 22 類	6
第 23 類	61
第 24 類	31
第 25 類	41
第 26 類	19
第 27 類	4
第 28 類	25
第 29 類	1
第 30 類	1
第 31 類	3
第 32 類	3
第 99 類	13

## 2015 年の統計

ARIPO 事務局から入手した統計表

	特許	商標	意匠	実用新案
出願件数	780	283	124	21
付与／登録済*	428	338	103	221

\*この年についての付与または登録の件数は、同年に出願されたものとは限らない。

ARIPO 事務局から入手した本報告書の発行日時点の区分別の統計表は、以下のとおりである。

セクション別の特許出願	
セクション	特許
A	123
B	91
C	260

D	5
E	58
F	75
G	72
H	96

分類別の商標登録*	
第1類	20
第3類	17
第5類	43
第7類	17
第9類	23
第11類	14
第29類	21
第30類	25
第38類	14
第41類	18
他の29の類	128
合計	338

\*2015年に件数の多かった類についてのみ情報が提供された。

## 2016年の統計

ARIPO事務局から入手した統計表

	特許	商標	意匠	実用新案
出願件数	697	297	84	29
付与／登録済*	468	422	119	214

\*この年についての付与または登録の件数は、同年に出願されたものとは限らない。

ARIPO事務局から入手した本報告書の発行日時点の類区分別の統計表は、以下のとおりである。

セクション別の特許出願	
セクション	特許
A	108
B	77
C	261
D	5
E	51
F	74
G	59
H	62

分類別の商標登録*	
第3類	10
第5類	24
第9類	22
第11類	10
第12類	15
第16類	15
第25類	17
第29類	19
第30類	27
第32類	22
第33類	14
第34類	13
第35類	42
第36類	10
第37類	11
第39類	25
第41類	25
第42類	10
第43類	19

その他の類	72
合計	422

\*2016年に件数の多かった類についてのみ情報が提供された。

## 2017年の統計

ARIPO事務局から入手した統計表

	特許	商標	意匠	実用新案
出願件数	544	249	75	11
付与／登録済*	349	4	48	155

\*この年についての付与または登録の件数は、同年に出願されたものとは限らない。

ARIPO事務局から入手した本報告書の発行日時点の類区分別の統計表は、以下のとおりである。

セクション別の特許出願	
セクション	特許
A	90
B	36
C	209
D	8
E	28
F	58
G	44
H	68

## 2. 商標一バンジュール議定書

### 2.1 はじめに

#### 2.1.1 適格の出願の要件

商標登録の願書は、書式第M1号により作成することを要し、これに以下を記載する。

- (a) 登録の請求
- (b) 出願人の氏名および住所
- (c) 登録の効力を生じることがを請求する1または複数の締約国の指定
- (d) 商標の表示4部
- (e) 商標の登録を請求する具体的な商品またはサービスのリスト。国際分類において対応する類を表示すること。

該当する場合、商標またはその一定部分の音訳、あるいは、商標またはその一定部分の翻訳を、願書に添付する<sup>2</sup>。

締約国の指定において、出願を指定することができるのは別紙 A に記載の国のみである。

#### 2.1.2 関連する審査の期間

##### 方式審査および通知一バンジュール議定書第5条

事務局は、上記項で詳述した、議定書第3条に定める方式要件を具備しているかについて審査する。

事務局は、出願が方式要件を具備していないと判断した場合、その旨を出願人に通知し、2カ月以内に方式要件を遵守するよう要請する。当該通知は、書式第M4号により行う<sup>3</sup>。出願人が上記期間内に方式要件を遵守しない場合、事務局は出願を拒絶する。

---

<sup>2</sup> バンジュール議定書施行規則の規則4

<sup>3</sup> バンジュール議定書施行規則の規則6

出願がすべての方式要件を具備している場合、事務局は、所定期間内に各指定国に通知する。

事務局が出願を拒絶し、または第 5 条の 2(i)に基づく再検討が拒絶され、もしくは第 5 条の 2(ii)に基づく不服申立が容認されなかった場合、出願人は、当該拒絶または不服申立の結果の通知を受領した日から 3 カ月の期間内に、自己の出願を、指定国において当該国の国内法に従った出願として取り扱うよう請求することができる<sup>4</sup>。出願の国内出願への転換の請求は、書式第 M 7 号により行う<sup>5</sup>。

## **不服申立ーバンジュール議定書第 5 条の 2**

議定書第 5 条に基づき事務局が出願を拒絶した場合、出願人は、所定の期間内に、当該事項の再検討を事務局に請求することができる。

事務局が出願について再検討した後にやはり出願を拒絶した場合、出願人は、事務局の決定に対する不服申立を、ハラレ議定書第 4 条の 2 に基づき設置された審判部に対して提起することができる。

## **指定国による実体的審査ーバンジュール議定書第 6 条**

商標登録の出願はすべ、関係する指定国それぞれの国内法に従って審査される。

第5:3項に定める通知の日から 9 9 月が経過する前に、各指定国は、事務局が標章を登録した場合であっても、何らかの理由（第三者の権利が存在することを含め、絶対的理由および相対的理由の両方を含む。）により当該登録がその領域内で効力を有しないものとすることを書面により事務局に連絡することができる。

指定国は、上記で意図するように出願を拒絶する場合、出願を拒絶する国内法上の理由を連絡する。この理由は、決定が行われてから 1 カ月以内に事務局に連絡され、事務局は、これを遅滞なく出願人に連絡する。

---

<sup>4</sup> バンジュール議定書第 5 条に関する ARIPO 事務局 2016 年注釈からの抜粋

<sup>5</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 6

出願人には、出願を拒絶する決定について関係する指定国に直接応答する機会が与えられる。この決定は、関係する指定国の国内法に基づく不服申立または再審査の対象とされる。

## 指定国による実体的審査 – バンジュール議定書第6条

商標登録の出願はすべて、関係する指定国それぞれの国内法に従って審査される。

事務局が指定国に対して方式要件が具備されている旨を通知することに関する議定書第5:3項に定める通知の日から9カ月が経過する前に、各指定国は、事務局により商標が登録された場合であっても、何らかの理由（第三者の権利の存在を含め、絶対的理由および相対的理由の両方を含む。）により当該登録がその領域内で効力を有しないものとするを書面により事務局に連絡することができる。

指定国は、上記条文で意図するように出願を拒絶する場合、出願を拒絶する国内法上の理由を連絡する。この理由は、決定が行われてから1カ月以内に事務局に連絡され、事務局はこれを遅滞なく出願人に連絡する。

出願人には、出願を拒絶する決定について関係する指定国に直接応答する機会が与えられる。この決定は、関係する指定国の国内法に基づく不服申立または再検討の対象とされる。

### 2.1.3 保護期間

商標登録の保護期間は、出願日から10年とされる。登録は、更新手数料を納付することにより、以後10年ごとに更新することができる。

更新手数料は、当初の登録または更新登録の期間満了日前12カ月の期間内に納付することを要する。ただし、いずれの場合にも、追加料金の納付により6カ月のグレース・ペリオドが認められる<sup>6</sup>。

### 2.1.4 登録／出願手続（フローチャート付）

---

<sup>6</sup> バンジュール議定書施行規則の規則12

商標登録の願書は、書式第 M 1 号により作成することが必要であり、上述した議定書第 3 条に基づく方式要件を具備していることを要する。事務局は、方式要件が具備されているかについて審査する。

事務局は、願書が方式要件を具備していないと判断した場合、その旨を出願人に通知し、2 カ月以内に方式要件を遵守するよう要請する。出願人が上記期間内に方式要件を遵守しない場合、事務局は出願を拒絶する。

願書がすべての方式要件を具備している場合、事務局は、所定期間内に各指定国に通知する。

事務局により出願が拒絶され、または、第 5 条の 2(i)に基づく再検討が拒絶され、あるいは、第 5 条の 2(ii)に基づく不服申立が容認されなかった場合、出願人は、当該拒絶または不服申立の結果の通知を受領した日から 3 カ月の期間内に、自己の出願を、指定国において当該国の国内法に従った出願として取り扱うよう請求することができる<sup>7</sup>。

すべての商標登録出願は、また、指定国の国内法に従って実質的に審査される。

事務局が指定国に対して方式要件が具備された旨を通知することに関する議定書第 5:3 項に定める通知の日から 9 カ月が経過する前に、各指定国は、事務局により標章が登録された場合であっても、何らかの理由（第三者の権利の存在を含め、絶対的理由および相対的理由の両方を含む。）により当該登録がその領域内で効力を有しないものとすることを書面により事務局に連絡することができる。

指定国は、上記条文で意図するように出願を拒絶する場合、出願を拒絶する国内法上の理由を連絡する。この理由は、決定が行われてから 1 カ月以内に事務局に連絡され、事務局はこれを遅滞なく出願人に連絡する。

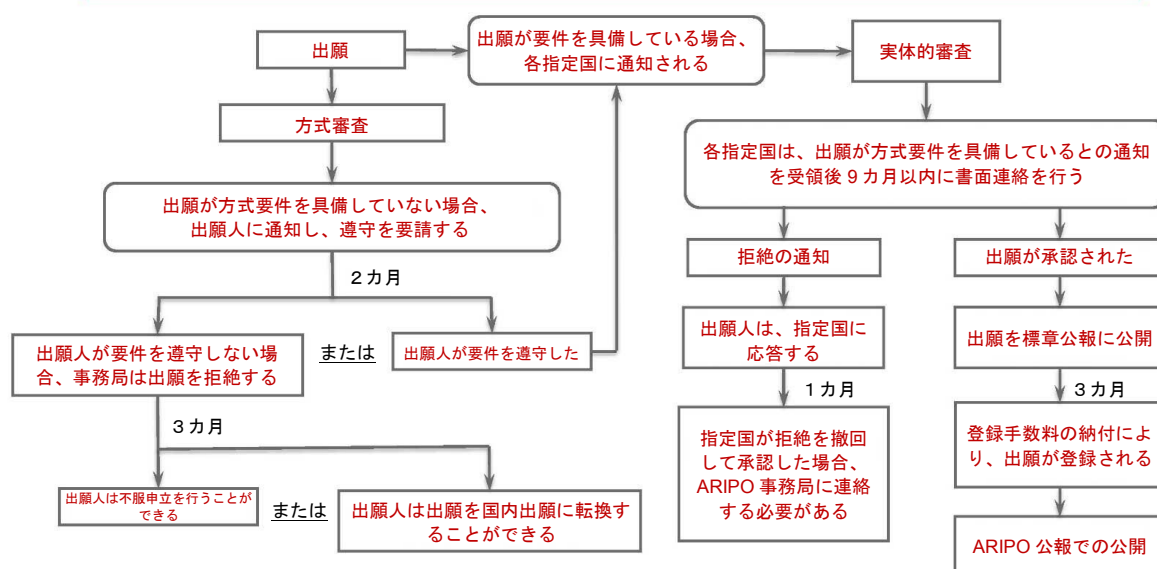
出願人には、出願を拒絶する決定について関係する指定国に直接応答する機会が与えられる。この決定は、関係する指定国の国内法に基づく不服申立または再審査の対象とされる。

---

<sup>7</sup> バンジュール議定書第 5 条に関する ARIPO 事務局 2016 年注釈からの抜粋



## 出願から登録までの手続 – ARIPO 商標出願



## 2.2 登録準備／願書作成

### 2.2.1 言語要件

商標の願書は、英語で作成して提出することを要する。パリ条約加盟国における先願の優先権を利用しようとする商標登録の出願人は、出願日から3カ月以内に、自己の出願に、先願の日および番号、出願人の氏名、ならびに、自己またはその前権利者が当該出願を行った国を記載した申告書を付するとともに、当該先願が提出された該当する当局により正確と認証された先願書の写しを提出する<sup>8</sup>。出願に含まれる文書で英語でないものがある場合には、これに認証された翻訳文を添付することを要する。

### 2.2.2 要求される出願書式

商標登録の願書は、書式第 M 1 号により作成する<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 8.1

<sup>9</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 5

### 2.2.3 出願についての証拠文書／添付書類

出願人が代理人を用いる場合、書式第 M 2 号による委任状を、願書とともに、または出願日から 2 カ月以内に提出することを要する<sup>10</sup>。

### 2.2.4 願書作成の注意点

商標登録の願書においては、出願人を特定し、登録を請求する締約国を指定する。

願書には、商標の保護を請求する商品および／またはサービス（商標の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定（1957 年 6 月 15 日。改定に従う。）に基づき定められる対応する類（ニース分類）を含む。）を記載する。この目的のため、ARIPO 事務局は、出願人がかかる類を記載していること、および記載が正確であることを確認し、出願人がかかる記載をせず、または、記載が正確でない場合には、分類手数料の納付があれば、商品またはサービスを最新版のニース分類において該当する類に分類する。

出願人は、商標の特徴として色彩を請求する場合、その旨を記載するとともに、請求する色彩の名称、および、各色彩についてそれが付される商標の主要部分の表示を記載する。

商標の表示は、明瞭かつ永続的なものであること、ならびに、写真、静電プロセス、光効果、マイクロフィルム転写、およびその他の電子的複製方法により直接複製することが可能であることを要する<sup>11</sup>。商標が文字、単語、数字、または、句読記号で構成されており、特別な図形的特徴の請求がない場合、当該要素は、書式内の該当する欄にタイプライターで複製してよい<sup>12</sup>。立体商標の場合、出願人は、その旨を記載するとともに、商標の一方向または複数の異なる方向からの平面図または写真複写から成る商標の複製を願書に添付する。

願書には、標章の実際の使用もしくは使用意思の申告を記載し、または、商標の使用者を登録する申請書を添付する。

---

<sup>10</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 5

<sup>11</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 7

<sup>12</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 7

ただし、登録使用者の申請がある場合、事務局長官が以下について了解することが必要となる。

- (i) 出願人が、当該商品またはサービスに関して当該者による商標の使用を意図していること
- (ii) 当該者が、商標登録後直ちに当該商標の登録使用者として登録されること<sup>13</sup>

## **2.3 登録／願書の提出**

### **2.3.1 出願先 – 規則5の2 – 電子出願**

商標の出願および手続きは、実施細則に従って電子的書式または電子的方法により行うことができる。ただし、ARIPO事務局または加盟国の産業財産権庁は、紙による願書の提出も認める。

これらの規則は、実施細則の特別規定に従って電子的書式または電子的方法により提出されるすべての願書に準用される。

実施細則では、全部または一部が電子的書式または電子的方法による願書の提出および提出した出願の処理についての規定および要件を定める。これには、受理の確認、出願日の付与に関する手続、書式上の要件およびこの要件の不遵守の結果、文書の署名、文書ならびに事務局および出願人と連絡する者本人の認証方法に関する規定ならびに要件が含まれるが、これらに限られない。

加盟国は、電子的書式または電子的方法により提出されたARIPO商標の願書を、実施細則の適用される規定に従って受理または処理する用意がある旨の届出をARIPO事務局に対して行わない限り、これを受理または処理する義務を負わない。

---

<sup>13</sup> バンジュール議定書の第3条

前段に基づく届出をARIPO事務局に行った加盟国は、実施細則に基づく適用される要件に従った電子的書式または電子的方法により提出された願書の処理を、拒絶することができない。

規則第5の2は、すべてのARIPO出願に関連するその他の対応する文書に準用される<sup>14</sup>。

### 2.3.2 出願できる者

商標登録出願はすべて、出願人またはその正当な権限を有する代理人が直接事務局または締約国の産業財産権庁に提出する。

以下のいずれの場合も、出願人は、代理人を用いるものとする。

- (a) 願書がARIPOに直接提出されるが、出願人の主たる事業所または通常の居所がARIPOの管轄国内にない場合
- (b) 願書が、締約国内に主たる事業所または通常の居所を有しない出願人により締約国の産業財産権庁に提出される場合

代理行為は、いずれかの締約国の産業財産権庁において出願人を代理する権利を有する特許代理人、商標代理人、または弁護士が行うことを要する。

願書が締約国の産業財産権庁に提出された場合、当該庁は、願書を受理してから1カ月以内に、願書を事務局に送付する<sup>15</sup>。

### 2.3.3 登録に関連する手数料および費用

登録出願は、所定の公定手数料の納付を条件とする。出願、登録、更新、およびその他これらに付随する事項のために納付すべき手数料は、別紙Bとして本文書に添付されたバンジ

---

<sup>14</sup> バンジュール議定書施行規則の規則5の2

<sup>15</sup> バンジュール議定書第2条

ユール規則別表 1 に記載されている。本報告書に記載の手数料表は、2017年1月1日に公表されたものであり、変更される可能性がある。

事務局と願書で指定された国との間の手数料の分配は、事務局に50パーセント、指定国に50パーセントである。指定国と事務局との間の手数料の共有は、選択された指定国についてのみ適用される。

締約国は、バンジュール議定書に基づき提出された各願書に関連して、および、当該登録の更新に関連して、ARIPO事務局により請求される手数料の分配に代えて、手数料（以下、「個別手数料」という。）の受領を希望する旨を宣言することができる。その額は、宣言においてこれを示すことを要し、その後の宣言においてこれを変更することができる。宣言を行い、また、は行った締約国は、請求する個別手数料を長官に通知する。

締約国が受領する個別手数料は、前記締約国の産業財産権庁が国内出願において取得することができる金額に相当する額よりも高額とすることはできない<sup>16</sup>。

所定の公定手数料以外の手数料は、ARIPO制度を通じた商標出願およびその後の登録を援助した、加盟国において登録された代理人または弁護士に発生する手数料（報酬）に左右される。

#### 2.3.4 通知期間および期限日

商標登録出願は、指定国により承認された場合、または、当該出願に関して指定国が実体審査上の問題を述べる連絡をしなかった場合に、ARIPO 公報において、当該指定国または関係指定国により承認されたものとして公開される。公報での公開後 3 カ月の間に異議が提起されない場合、事務局は、登録手数料の納付を受けて商標を登録する。当該登録は、登録簿に記録され、事務局は、出願人に対して登録証明書を発行する<sup>17</sup>。

#### 2.3.5 登録手続全体の期間

---

<sup>16</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 10

<sup>17</sup> バンジュール議定書第 6 条の 2

商標登録期間は、出願日から10年間とされる。

商標の登録は、所定の更新手数料を納付することにより、以後10年ごとに更新することができる。

登録の更新は、当初の登録または更新登録の期間満了日までに行うことを要する。ただし、いずれの場合にも、追加料金の納付により、期間満了後6カ月のグレース・ピリオドが認められる。

上記所定期間内に更新手数料の納付がないことを理由に更新されなかった商標登録は、失効したものとみなされ、登録簿から抹消される。

更新手数料の納付がないために登録簿から抹消された商標は、権利者の請求により、所定の期間内に所定の回復手数料を納付することにより、回復することができる<sup>18</sup>。

## 2.3.6 各知的財産権に関連する法律

バンジュール議定書および各加盟国の国内法律制度が、登録商標権を行使するための法律を決定する。

## 2.4 手続処理

### 2.4.1 ARIPO 事務局による審査でのオフィスアクションに対する応答

事務局は、出願の方式要件の具備について審査する。事務局は、出願が方式要件を具備していないと判断した場合、出願人に通知して、2カ月以内に要件を遵守するよう要請する。

出願人が所定の期間内に要件を遵守しない場合、事務局は、出願を拒絶する。

出願人は、事務局に対して問題の再検討を請求することができる。再検討の後に事務局が拒絶を維持する場合、出願人は、審判部に対して不服申立をすることができる。

---

<sup>18</sup> バンジュール議定書第7条

これに代えて、または最終的に、出願人は、いずれかの指定国における自己の出願が国内登録の出願として扱われるよう請求することができる。

#### 2.4.2 指定国の産業財産権庁による審査でのオフィスアクションに対する応答

方式要件がすべて具備されていると判断された場合、ARIPO 事務局は、その旨を出願において指定された各国に通知し、その国内法に従った審査を求めてその各国に遅滞なく出願を送付する。出願人は、当該送付について通知される。

通知の日から 12 カ月以内に、各指定国は、出願を拒絶することができる。すなわち、事務局により商標が登録される場合であっても、当該登録が何らかの絶対的理由および／または相対的理由（第三者の権利の存在を含む。）によりその領域内で効力を有しないものとすることを、ARIPO 事務局に通知することができる。

実際には、国内の授権法規がないことも原因の一つとして、締約国間には確立した統一手続が存在しない。

指定国への通知後、(i) 出願が指定国により承認された場合、または、(ii) 指定国の産業財産権庁による拒絶の連絡が審査手続において定められた 12 カ月の期間内に受領されなかった場合、出願は、「承認された」ものとして公開される<sup>19</sup>。

#### 2.4.3 応答書類の作成

応答書類は、英語で作成することを要する。

#### 2.4.4 異議申立手続

出願が承認された後は、ARIPO 公報において 3 カ月間公開される。当該期間中は、いか

---

<sup>19</sup> Kluwer IP – バンジュール議定書および関連規則

なる者も、1 または複数の指定国において商標登録に対する異議通知を提出することができる。

異議が提出された後、当該出願は、関係指定国の国内法に基づく異議手続に関する規則に従ってさらに取り扱われる。ARIPO 事務局への異議は規定されておらず、指定国の国内法に基づいてのみ異議を提出することができる<sup>20</sup>。

#### **2.4.5 知的財産権の交付**

「承認された」ものとして出願を公開してから 3 カ月後、(i) 異議の通知が提出されず、かつ (ii) 必要な登録手数料の納付があることを条件として、商標が ARIPO 商標登録簿に登録され、登録が ARIPO 公報において公開され、登録証明書が出願人に対して発行される<sup>21</sup>。

### **2.5 登録／出願後の手続**

#### **2.5.1 商標権者の権利**

商標により与えられる権利について、事務局による商標登録は、各指定国において当該国それぞれの国内法に基づいて出願および登録された場合と同一の効力を有すると議定書に規定されている<sup>22</sup>。

#### **2.5.2 承認された登録／出願に関連する手数料**

承認された出願および登録に関連する所定の現行公定手数料は、本書別紙 B のとおりである。

#### **2.5.3 取消手続**

---

<sup>20</sup> Kluwer IP – バンジュール議定書および関連規則

<sup>21</sup> Kluwer IP – バンジュール議定書および関連規則

<sup>22</sup> バンジュール議定書の第 8.1 項



登録の取消には、不使用によるものかその他の理由によるものかを問わず、各指定国の国内法が適用される。指定国において登録が取り消された場合、当該指定国は、取消から1カ月以内にARIPO事務局にその旨を通知することを要する。その後ARIPO事務局は、ARIPO商標登録簿に取消を記録し、これをARIPO公報において公開する<sup>23</sup>。

#### 2.5.4 取消による費用への影響

不使用によるものかその他の理由によるものかを問わず、登録の取消に適用される所定の公定手数料は、取消手続を管理する指定加盟国に関する国内法の所定の公定手数料に従う。所定の公定手数料の他に、紛争を管理する指定国において依頼を受けた代理人または弁護士についての代理人報酬または弁護士報酬が適用されることがある。

#### 2.5.5 ライセンス、譲渡、およびその他の類似の権利の登録

事務局は、議定書に基づき登録されたまたは登録が出願された標章について、譲渡、ライセンス、および、その他の類似の権利を登録する。

しかし、当該譲渡、ライセンス、登録使用者、またはその他の類似の権利が一つの締約国にのみ影響する場合、当該権利の登録出願は、関係締約国の産業財産権庁または事務局に対して行うことができる。当該権利の登録出願が締約国の産業財産権庁に対して行われた場合、当該庁は、当該権利の登録から2カ月以内に、当該登録の詳細事項を書式第M 13号により事務局に提出する。

譲渡、移譲、またはその他の方法による移転についての登録は、書式第M 15号により行う。ライセンスその他の類似の権利の登録出願は書式第M 16号により行い、登録使用者の登録出願は書式第M 17号により行う<sup>24</sup>。

#### 2.5.6 登録／出願の更新

---

<sup>23</sup> Kluwer IP –バンジュール議定書および関連規則

<sup>24</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 14

商標の登録期間は、出願日から10年間とされる。登録は、更新手数料を納付することにより、以後10年ごとに更新することができる。

更新手数料は、当初の登録または更新登録の期間満了日前12カ月の期間内に納付することを要する。ただし、いずれの場合にも、追加料金の納付により、期間満了後6カ月のグレース・ピリオドが認められる<sup>25</sup>。

### 2.5.7 第三者からの請求／不服申立に対する応答

請求が異議、取消、または商標権侵害に関するものである場合、関連する指定国の国内法に従うものとする。

### 2.5.8 侵害に関する手続

この種の訴訟は、侵害が行われた指定国の国内法に従って行う。

## 2.6 ARIPO 商標に関する留意点

上記および本報告書別紙 A のとおり、ARIPO の加盟国は現在 19 カ国である。最も新しく加盟したのはサントメ・プリンシペである。現在の加盟国の内、10 加盟国が商標に関するバンジュール議定書の調印国であり、ARIPO 商標出願に基づく指定を受けることができる。この 10 加盟国の内、3 加盟国のみがその国内法においてバンジュール議定書を承認しており、1 加盟国の憲法が議定書の承認を規定しており、1 加盟国が ARIPO 商標の承認および権利行使を定める判例法を発展させている。そのため、いずれかの加盟国内での ARIPO 商標の権利行使可能性に関して不確実な場合、出願人は、国内商標出願を行う検討をする、もしくは、この点の法的アドバイスを求めるべきである。筆者の知る限り、上記の理由により、いずれの国において ARIPO 商標が有効性および権利行使可能性に関する正当な異議を受けやすいかについては、まだ決定的には検証されていない。

---

<sup>25</sup> バンジュール議定書施行規則の規則 12

## 3 特許－ハラレ議定書

### 3.1 はじめに

#### 3.1.1 出願の要件

特許出願は、1個の発明、または、一群の発明であって相互に密接に関連する単一の発明概念を形成するものについてのみ行うことができる<sup>26</sup>。特許性を有するためには、発明に新規性、進歩性、および、産業上の利用可能性があることを要する<sup>27</sup>。発明に新規性があるとされるためには、発明が先行技術に先取りされてはならず<sup>28</sup>、このことは、特許出願が行われる前の時点で、書面または口頭の説明により、あるいは、使用その他の方法により、発明が公然と開示されてはならないことを意味している。ただし、議定書は、そのような開示が公認の博覧会において行われた場合には、グレース・ピリオドによる延長を設けている。出願人は、開示の日から6カ月以内に出願を行うことができる<sup>29</sup>。公認の博覧会とは、いずれかの締約国により承認された博覧会、または、1972年国際博覧会に関する条約の用語に該当する博覧会をいう<sup>30</sup>。進歩性があるためには、先行技術を形成する事項に鑑みて、当業者にとって発明が自明であってはならない<sup>31</sup>。

議定書は、一定のカテゴリーまたは主題が発明とみなされないことを規定している。これには、発見、科学理論、数学的方法、美的創造物、精神的行為、遊戯または事業活動の遂行に関する方法、コンピューター・プログラム、および、情報の提示が含まれるが<sup>32</sup>、かかる主題または活動「それ自体」についての特許出願である場合に限られる<sup>33</sup>。さらに、不道徳な発明、公序に反する発明、植物または動物あるいは植物品種または動物の生産のための本質的に生物学的な方法、治療、診断および外科手術の方法を構成する発明は、ARIPOの下では特許性がない<sup>34</sup>。化学組成、医薬品発明、および、生物学的材料に関連する発明のカテゴリーは、さらに締約国の国内法により排除されていることがある。議定書には、発明の性

---

<sup>26</sup> ハラレ議定書第2条の2

<sup>27</sup> ハラレ議定書第3(10)(a)号

<sup>28</sup> ハラレ議定書第3(10)(b)号

<sup>29</sup> ハラレ議定書第3(10)(c)号

<sup>30</sup> ハラレ議定書第3(10)(d)号

<sup>31</sup> ハラレ議定書第3(10)(e)号

<sup>32</sup> ハラレ議定書第3(10)(h)号

<sup>33</sup> ハラレ議定書第3(10)(i)号

<sup>34</sup> ハラレ議定書第3(10)(j)号

質が締約国の国内法により排除されている場合に、出願を承認するよう締約国に強制する権限はない。以下、選択した発明のカテゴリーについて検討を加える。

## 医薬品発明

医薬品発明および二次的医学的適用は、ARIPO の下で特許性があるが、国内法に従う可能性がある。一次的医学的適用のクレームは通常、以下の方式により作成される。「Y の治療における使用のための化合物 X」

二次的医学的適用は、以下の方式により作成される。「Y の治療薬の製造における X の使用」<sup>35</sup>

## 生物工学

ARIPO は、生物工学上の発明の特許性について一定の規定を設けている。生物工学上の発明は、以下に関連する場合に特許性を有する。

- (i) 過去に自然界で発生していたものであっても、その自然環境から単離され、または、合成方法により生産される生物学的材料
- (ii) 発明の技術的可能性が特定の植物または動物品種に限定されない場合の植物および動物
- (iii) 微生物学的もしくはその他の技術的方法、または当該方法によって得られた製品であって、植物または動物品種以外のもの
- (iv) 人体から単離され、または、その他技術処理により生産された要素（遺伝子の配列または部分的配列を含む）は、当該要素の構造が自然の要素と同一であっても、特許可能な発明を構成することができる。遺伝子の配列または部分的配列の産業上の利用は、特許出願において開示することを要する<sup>36</sup>。

特許性が認められない生物工学上の発明には、以下のものがある。

- (i) ヒトをクローンする方法
- (ii) ヒトの生殖細胞系遺伝子同一性の変更方法
- (iii) ヒト胚の工業または商業目的での利用

---

<sup>35</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 7(3)

<sup>36</sup> ハラレ議定書第 7 条の 2 の 2

- (iv) 動物の遺伝子同一性を変更する方法であって、ヒトまたは動物に実質的な医学的利益を与えることなく苦しませるおそれがあるもの、および、その方法に由来する動物
- (v) 動物の胚性幹細胞、動物の種のカテゴリーに属する形成および発達のさまざまな段階（生殖細胞、遊走子、胚など）における動物
- (vi) 植物の種のカテゴリーに属する、単一の植物およびその生殖材料（種子など）であって、光合成により無機物質（水、二酸化炭素、無機塩類など）から炭水化物およびタンパク質を合成することにより生命を維持するもの
- (vii) 実際上の利用可能性を有しない（すなわち、容易に複製することが可能でない）発明
- (viii) 形成および発達のさまざまな段階での人体、ならびに、その構成要素（遺伝子の配列または部分的配列を含む。）の一つについての単純な発見<sup>37</sup>

#### 国際特許出願に関連する特有の側面

国際特許出願は、特許協力条約（PCT）に基づいて行われる。ソマリアを除くすべてのARIPO 締約国は PCT 加盟国でもあるため、PCT 出願は、ソマリアを除くすべてのARIPO 締約国を自動的に指定することになる。

ARIPO で広域段階を開始する期限は、最先の優先日から 31 カ月後である。PCT 第 2 章の請求が行われた場合、補正された出願のみを ARIPO 事務局に提出すべきである。国際出願の出願人と同一でない出願人が優先権を主張する場合、優先権譲渡証書を ARIPO 出願に添付することを要する。ARIPO 事務局に提出した出願は、下記の通常の審査手続に従って審査を受ける。

### **3.1.2 関連する審査の期間**

#### **方式審査**

方式審査は、出願が最初に行われた締約国の産業財産権庁が行う。この審査は、出願日を取得するために出願人が最低限の方式要件を具備しているか否かにのみ関係する。方式上の瑕疵がある場合、出願人は、その旨の通知を受けてから 2 カ月以内に瑕疵を是正することが

---

<sup>37</sup> ハラレ議定書第 7 条の 2 の 3

できる。所定の期間内に瑕疵が是正されない場合、出願は拒絶されたものとみなされる。出願人は、拒絶の日から2カ月以内に、出願の再検討を請求し、出願が再検討されるべき理由を提出することができる<sup>38</sup>。

再検討の請求には、該当する手数料の納付が必要である。実体的事項に関する出願の拒絶に関する手続と同一の手続が適用される<sup>39</sup>。

出願が最終的に拒絶された場合、出願人は、出願を拒絶する決定の通知の日から3カ月以内に、出願人による再検討の請求にかかわらず、自己の出願について、いずれかの指定国内において当該国の国内法に従った出願として取り扱うよう請求することができる<sup>40</sup>。出願人は、出願を拒絶する事務局の決定に対する不服申立を審判部に提出することもできる<sup>41</sup>。

## 実体審査

ハラレ議定書の改正により、2017年1月1日より出願人が実体審査を請求することが必要となった<sup>42</sup>。それまでは、出願は自動的に審査された。これは事実上、国際出願日または条約出願日を2017年1月1日以降とする出願については、出願人が審査を請求する必要があることを意味する。請求は、国際出願日、条約出願日、または、国内段階の出願日から3年以内にARIPO事務局に到達しなければならない。最良の方法として、審査請求の最終期限の徒過を回避するため、審査請求書を願書に添付すべきである。この請求には手数料の納付が条件であり、審査請求をしないと出願が失効することになる<sup>43</sup>。審査はARIPOの指定した審査官が行う。特許の手続処理が成功するためには、他の審査当局により提供された先行技術および許可されたクレームを審査官に説明して提出することが有用であろう。出願に実体上の瑕疵があると判断された場合、出願人は、拒絶通知の発行日から6カ月以内に、所見、意見、および補正を提出する機会が与えられる。出願が拒絶された場合、出願人は、拒絶通知の日から2カ月以内にARIPO事務局に対して決定の再検討を請求することができる。

### 3.1.3 保護期間

<sup>38</sup> ハラレ議定書施行規則の規則15(3)

<sup>39</sup> ハラレ議定書第3(4)項

<sup>40</sup> ハラレ議定書第3(8)項、規則19(1)および施行細則54(1)

<sup>41</sup> ハラレ議定書第3(5)項

<sup>42</sup> ハラレ議定書第3(3)項

<sup>43</sup> WIPO – PCT – 出願人の手引書 – 国内段階 – 国内の章 - AP

特許の有効期間はその出願日から 20 年である<sup>44</sup>。この規定は、特許により受ける保護の期間に関する不一致を避け、すべての締約国の統一を図るため、各締約国の法律に優先することを意図されている。

### 3.1.4 登録／出願の手続（フローチャート付）

ARIPO 制度は、広域制度であり、制度の締約国のすべてにおける保護を求めるために 1 件の願書を提出すれば足りるが、出願人が保護を希望する締約国を指定することは必要である。

特許出願は、ARIPO 事務局に直接行うことも、締約国の産業財産権庁を通じて間接的に行うこともできる。産業財産権庁は、出願を受理してから 1 カ月以内に ARIPO 事務局に転送することを要する。願書は、手渡しによる交付、書留郵便、電子メール、またはオンラインで提出することができる。

出願は出願人が行うが、出願人がいずれの締約国内にも主たる事業所または居所を有しない場合には、出願人は、自己を代理する代理人を指定することを要する。

出願は、以下から構成されることを要する。

- (i) 記入した書式第 3 号
- (ii) 発明の明細書
- (iii) 1 または複数のクレーム
- (iv) 1 または複数の図面（もしあれば）
- (v) 要約書
- (vi) 所定の出願手数料または手数料納付の確約書
- (vii) 少なくとも 1 カ国の締約国の指定

出願書類はすべて、英語で提出することを要し、英語でない文書については、認証された翻訳文を願書に添付し、または、出願日から 2 カ月以内に提出することを要する<sup>45</sup>。出願人は、英語でない従前の出願からの優先権を主張する場合、ARIPO 出願日から 6 カ月以内に

---

<sup>44</sup> ハラレ議定書第 3(11)項

<sup>45</sup> ハラレ議定書第 2(6)項

認証された翻訳文を送付することを要する<sup>46</sup>。

ARIPO 事務局は、出願について方式要件の具備を審査する。出願がすべての要件を具備していると認められると、事務局は、出願に出願日を与える。出願が最低限の要件を具備していない場合、出願人は、出願拒絶の日から 2 カ月以内に、必要な補正を行うことができる。

事務局は、出願が方式要件を具備していると認めると、その旨を出願人および各指定国に通知する。ARIPO 事務局に提出された、または、国際出願日を 2017 年 1 月 1 日より前とする出願は、自動的に実体的審査に付託される。2017 年 1 月 1 日以降に行われた出願については、出願人がその審査を請求することが必要となる。審査請求は、出願の国際出願日または国内出願日から 3 年以内に ARIPO 事務局に到達することを要する<sup>47</sup>。

出願が実体審査の要件を具備している場合、ARIPO 事務局は、特許を付与する決定の通知を各指定国に対して発する。その後各指定国は、自国内での特許の付与に異議があれば、通知の日から 6 カ月以内に書面連絡を行うことを要する。所定の期間内に書面連絡がない場合、出願に当該国内の特許が付与される。

出願が実体要件を具備していない場合、出願人は、補正を行うこと、および／または、審査官のレポートに対して意見を提出することを要請される。出願人は、通知の日から 6 カ月以内に補正書または意見書を提出することを要する。手数料の納付を条件として、3 カ月の延長が認められる<sup>48</sup>。出願人がこの期間内に応答しない場合、特許の付与は拒絶される。その後出願人は、拒絶通知の日から 2 カ月以内に、ARIPO 事務局の決定の再検討を請求することができる。事務局が拒絶を維持した場合、出願人は、拒絶の日から 3 カ月以内に、審判部への不服申立を行うか、または、事務局に対して、自己の特許出願を実用新案出願もしくは指定国の産業財産権庁による付与を求める特許出願に転換するよう請求することができる<sup>49</sup>。

付与された特許は、ARIPO 公報において公開され、これを拒絶しなかった指定国において、年間維持手数料の納付を条件として出願日から 20 年間有効となる。

---

<sup>46</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 8(5)

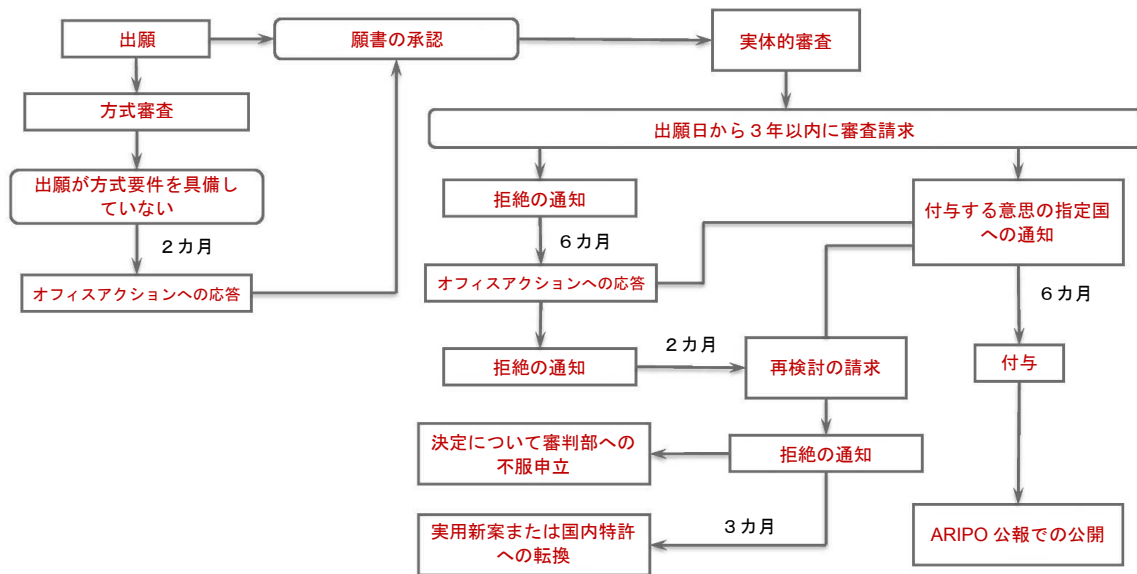
<sup>47</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 18(3)(3)

<sup>48</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 15 の 3(3)

<sup>49</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 15 の 2



## 出願から付与まで - ARIPO 特許出願



## 3.2 登録準備／願書作成

### 3.2.1 言語要件

出願および手続の言語は英語である。出願に含まれる書類で英語でないものについては、認証された翻訳文を添付することを要する<sup>50</sup>。出願は英語以外の言語でも提出することができるが、それには英語での翻訳文が出願日から2カ月以内に送付される必要がある<sup>51</sup>。

### 3.2.2 要求される出願の書式

付与請求の書式（ARIPO 書式第3号）

### 3.2.3 出願の証拠文書／添付書類

書式第3号には、以下を記載および／または添付することを要する。

- (i) 発明の明細書

<sup>50</sup> ハラレ議定書の規則 5(2)(a)

<sup>51</sup> ハラレ議定書第 2(6)項

- (ii) 1 または複数のクレーム
- (iii) 1 または複数の図面（必要な場合）
- (iv) 要約書
- (v) 特許の付与を請求する締約国の指定
- (vi) 特許出願が 1 または複数のヌクレオチドおよび／またはアミノ酸の配列の開示を含む場合には配列リスト<sup>52</sup>
- (vii) 優先権書類（該当する場合）

### 3.2.4 願書作成の注意点

書式第 3 号は、記入の際に、以下を記載することを要する。

- (i) 願書を構成する文書の総枚数（願書の上記各項目の枚数を含む。）
- (ii) 提出された願書に委任状、優先権書類、納付済手数料の領収書、または必要な手数料の納付確約書、出願人の特許を受ける権利を証する言明書が添付されているか否か
- (iii) 要約書の公開時点で要約書に添付すべきと出願人が提案する、最も適切な図面の番号<sup>53</sup>

願書は 2 部提出し、必要な手数料の納付の証拠、または願書提出の日から 21 日以内に手数料を納付することを確約する言明書の添付を要する<sup>54</sup>。

電子出願も利用することができる<sup>55</sup>。

## 3.3 登録／出願の提出

### 3.3.1 出願先

出願は、ジンバブエの ARIPO 事務局または締約国の産業財産権庁において行うことがで

<sup>52</sup> ハラレ議定書の規則 5(1)

<sup>53</sup> ハラレ議定書の規則 5(4)(a)

<sup>54</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 11(2)

<sup>55</sup> ハラレ議定書の規則 5 の 2(1)

きる。出願人は、ARIPO 事務局に直接または締約国の産業財産権庁に提出することを希望できるが、締約国において通常の居所または事業上の住所を有しない場合、事務局または当該産業財産権庁において自己を代理する権限を有する代理人を指定することを要する<sup>56</sup>。

### 3.3.2 出願権者

発明者、その法的承継人、譲受人または共同発明者は、特許出願を行うことができる。

譲受人が出願する場合、出願人の特許を受ける権利の根拠を特定した陳述書を提出することを要する。この場合、譲渡証書でも足りる。

優先権が主張され、ARIPO 特許の出願人が優先権書類の出願人と同一でない場合、優先権の譲渡証書を提出する必要がある<sup>57</sup>。

### 3.3.3 登録に関連する手数料および費用

願書には、必要な手数料が納付済であることを証する領収書、または、必要な手数料を願書提出の日から 21 日以内に ARIPO 事務局に納付する旨の出願人の署名した確約書を添付する。

出願の際に納付を要する手数料には、出願手数料および指定国ごとの指定手数料が含まれる。

ARIPO 事務局に納付する現在の公定手数料は、別紙 C に記載されている。この別紙には、公定手数料のみを記載しており、専門家または代理人の報酬は考慮していない。本報告書に記載された手数料表は、2017 年 1 月 1 日に公表されたものであり、変更される可能性がある。

### 3.3.4 通知期間および最終期限

---

<sup>56</sup> ハラレ議定書第 2(4)項

<sup>57</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 3(2)

PCT 制度を通じて ARIPO に行う国際出願は、出願の優先日から 31 カ月以内に提出されることを必要とし、出願に含まれる書類が英語でない場合には、その認証された翻訳文を出願日から 2 カ月以内に提出することを要する。

### 3.3.5 登録手続全体の期間

出願日から付与までの平均処理期間は、2 年ないし 4 年である。ハラレ議定書は、早期審査を現在規定していないが、その制定案が次回の管理委員会に上程される予定であり、これが採択されれば 2018 年 1 月から効力を生じることになる。

ARIPO の審査官がオーストリア、スウェーデン、または、欧州特許庁の国際調査機関によるレポートを高く評価していることから、これらの文書を提出することにより、手続処理を迅速化することが可能な場合もある。ただし、これは常に審査官の裁量による。

### 3.3.6 各知的財産権に関連する法律

ハラレ議定書および各締約国の国内法が、付与された特許を権利行使するための法律を決定する。ハラレ議定書の目的は、特許、意匠、および、実用新案の出願に統一性をもたらすことであり、そのため現在は議定書により保護期間が定められている。しかし、議定書と国内法との間に不一致がある場合、保護期間に関連がないものであれば国内法が優先する。そのため、締約国によっては、他国で認められた一定の発明が登録可能とされることも、特許性なしとされることもありうる。

国際出願がある締約国内で行われ、当該締約国が特許協力条約（PCT）にも拘束される場合、出願は、ハラレ議定書に基づく付与を求める出願とみなされる。ハラレ議定書が PCT と抵触する場合、PCT の規定が優先する<sup>58</sup>。

---

<sup>58</sup> ハラレ議定書第 3 条の 2(2)項

## **3.4 手続処理**

### **3.4.1 オフィスアクションへの応答**

ARIPO 事務局は、出願について最初に方式要件の具備を審査する。出願に方式上の瑕疵があると判断された場合、出願人は、その旨の通知の日から 2 カ月以内に瑕疵を是正することができる。出願人が上記 2 カ月の期間内に瑕疵を是正しない場合、出願は拒絶される。そのような拒絶が生じた場合、出願人は、拒絶から 2 カ月以内に、出願の再検討を請求することができる。ただし、請求により 2 カ月間の延長が認められるが、当該請求が上記 2 カ月の期間の満了前に行われることが必要である。そのような延長は、手数料納付を条件とし、手数料は、同一案件に関する延長が請求される都度増額される。

実体審査により発明に特許性がないと判断された場合、ARIPO 事務局は、出願人にその旨の通知を送付し、通知発送から 6 カ月以内に意見書を送付するよう要請する。出願人は、この時点で出願の補正を含めることができ、出願の再検討の請求も応答とともに行うべきである。請求により 3 カ月の延長も認められ、手数料の納付が条件となる。

### **3.4.2 応答書類の作成**

応答書類は英語で作成することを要する。出願人は、ARIPO 事務局に出願を提出した以降に付与された対応する出願がある場合、ARIPO の審査官の発したオフィスアクションに対する応答において他の国の審査官の資料および意見を用いることができる。

### **3.4.3 異議手続**

ハラレ議定書は、異議手続について規定していない。

### **3.4.4 知財権の発行**

発明に特許性があると判断された場合、ARIPO 事務局は、出願人に特許を付与する意図についての通知を送付する。出願人は、通知の日から通常は 3 カ月以内に付与および公開手

数料を納付するよう要請される<sup>59</sup>。通知が送付されてから 6 カ月が経過した後、付与および公開手数料が納付されたことを条件として、ARIPO 事務局は、付与を拒絶しなかったすべての指定国における特許を付与する。

## **3.5 登録／出願後の手続**

### **3.5.1 権利者の権利**

ARIPO 特許は、これを付与する旨の記載が ARIPO 公報において公開された日から、その権利者に対して、付与が請求された各締約国において、当該国において付与される国内特許により与えられるもの同一の権利（特許期間中に特許を受けた物品について製造、使用、利用、譲渡または輸入を他の者に行わせない権利を含む。）を与える<sup>60</sup>。

### **3.5.2 承認された登録／出願に関連する手数料**

出願が付与を承認された場合、出願人は、出願手数料に加えて、審査報告書および調査報告書についての手数料、付与および公開手数料、ならびに年間維持手数料を納付することを要する。調査報告書に関する手数料は、PCT 調査報告書を代用可能な場合には納付を必要としない（当該代用は審査官の裁量によることに留意すること）。適用される現行の手数料は、別紙 C のとおりである。

### **3.5.3 取消の手続**

出願人は、手続処理中いつでも、ARIPO 事務局に対して書面を提出するのみで、出願を取り下げ、または指定国の数を削減することができる<sup>61</sup>。

### **3.5.4 取消による費用への影響**

---

<sup>59</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 18(4)

<sup>60</sup> ハラレ議定書第 3(14)(b)号

<sup>61</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 17

議定書および施行規則によると、取下書の提出について納付すべき費用はない。出願人は、出願についてすでに納付した費用の払戻しを受けることはできない。

### 3.5.5 ライセンス付与

ライセンス付与に関する条項は、国内法による。ただし、ハラレ議定書では、ARIPO 事務局でのライセンスの記録について規定している。ライセンスまたは譲渡の文書は、権利の登録のための出願について提出され、登録手数料の納付を条件とする<sup>62</sup>。

### 3.5.6 登録／出願の更新

特許の更新は、年間維持手数料（上記）の納付により行う。最初の年間手数料は、出願の日から2年目について納付することを要する。納付の遅延については、追加料金を納付することにより、6カ月のグレース・ピリオドが認められる<sup>63</sup>。

維持手数料の未納付のために特許が失効した場合<sup>64</sup>、出願人は、未納付の維持手数料を追加料金とともに納付することにより、特許を回復することができる。失効した権利の回復請求について期限はないが、出願人は、正当な注意および配慮を用いたにもかかわらず上記失効があったことを証明することを要する<sup>65</sup>。特許が回復された場合、期限を遵守しなかったことによる法律上の結果がすべて発生しなかったものとみなされる<sup>66</sup>。

### 3.5.7 第三者からの請求／不服申立に対する応答

第三者の遵守については、ハラレ議定書に規定がない。

---

<sup>62</sup> ハラレ議定書の規則 22 の 2

<sup>63</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 21(3)

<sup>64</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 21(4)

<sup>65</sup> ハラレ議定書第 5 条の 2(1)

<sup>66</sup> ハラレ議定書第 5 条の 2(3)

### 3.5.8 異議手続

異議手続については、ハラレ議定書に規定がない。



## 4 意匠 – ハラレ議定書

### 4.1 はじめに

#### 4.1.1 適格の出願の要件

意匠は、新規性がある場合に、ハラレ議定書に基づき登録することができる。議定書では、意匠が登録可能であるための要件を他に定めていない<sup>67</sup>。

登録意匠は、締約国の国内法に従って登録可能である場合にのみ、当該国において保護される。テキスタイル意匠は、ARIPO に基づき登録することはできず、特別登録の対象となる<sup>68</sup>。テキスタイル意匠とは、布または織物の種類に用いられる単なる美的意匠である。

集積配置回路のトポグラフィーが登録可能であるかは、各締約国の国内法による。さらに、集積回路のトポグラフィーの登録を実用新案として認めている締約国がある一方で、他の国では意匠として認めていることがある。集積回路のトポグラフィーについて意匠登録を規定している締約国は、以下のとおりである。

- モザンビーク
- ナミビア
- サントメ・プリンシペ
- スワジランド
- ウガンダ

集積配置回路のトポグラフィーの登録を実用新案として認めている締約国については、第5章において検討する。

ハラレ議定書はいかなる種類の機能的意匠または美的意匠についても登録を認めているが、一定の締約国は機能的意匠を認めておらず、これらの締約国では機能的意匠を実用新案として出願することが推奨される。機能的意匠を認めていない締約国は、以下のとおりである。

- ボツワナ
- ガンビア

---

<sup>67</sup> ハラレ議定書第 4(3)項

<sup>68</sup> ハラレ議定書第 4(3)項

- ガーナ\*
- ケニア
- レソト
- リベリア
- マラウイ
- ルワンダ
- シエラレオネ
- タンザニア
- ザンビア
- ジンバブエ

\*ガーナは、テキスタイル意匠を意匠として出願することを認めている。テキスタイル意匠の登録が特にハラレ議定書により禁止されているため、出願人は、特別登録によることの他に、国内段階での登録により、自己の意匠がテキスタイル意匠として登録されるよう請求することも可能性がある。

#### 4.1.2 関連する審査の期間

方式審査のみが行われる。出願に方式の瑕疵があると判断された場合、出願人は、瑕疵がある旨の通知の日から2カ月以内に瑕疵を是正するよう要請される<sup>69</sup>。

出願が方式上整っていると判断された場合、ARIPO は各指定国に通知し、出願人は、その通知の日から3カ月以内に登録および公開手数料を納付する機会を与えられる<sup>70</sup>。

各指定国の知的財産庁は、ARIPO から登録の通知を受けてから6カ月以内に、登録が自国において効力のないものとする旨の書面を提出することができる<sup>71</sup>。6カ月の期間内に通知がない場合、ARIPO 事務局は、意匠を登録してその登録を公開し、当該登録は、これに異議を提出しなかった国において効力を有することになる<sup>72</sup>。

事務局が出願を拒絶した場合、出願人は、拒絶の日から3カ月以内に、出願を指定国の国

<sup>69</sup> ハラレ議定書第4(2)項

<sup>70</sup> ハラレ議定書第4(2)(c)号-

<sup>71</sup> ハラレ議定書第4(3)項

<sup>72</sup> ハラレ議定書第4(4)項

内法に従って国内出願として扱うよう請求することができる<sup>73</sup>。

#### 4.1.3 保護期間

意匠の登録は、出願の日から 10 年間有効である<sup>74</sup>。

#### 4.1.4 登録／出願の手続（フローチャート付）

ARIPO の意匠登録は、ARIPO 事務局に直接、または指定国の産業財産権庁を通じて間接的に出願することができる。登録の願書は、手渡しによる交付、書留郵便、電子メールまたはオンラインにより提出することができる。

出願は出願人が提出するが、出願人は、いずれの締約国においても主たる事業所または居所を有しない場合、自己を代理する代理人を指定することを要する。

出願は、以下から成ることを要する。

- (i) 記入した書式第 28 号
- (ii) 登録を求める意匠の複製
- (iii) 所定の出願手数料または手数料納付の確約書
- (iv) 少なくとも 1 カ国の締約国の指定

出願文書はすべて、英語で提出することを要し、英語でない文書がある場合には、認証された翻訳文を出願日から 2 カ月以内に出願に添付することを要する<sup>75</sup>。

ARIPO 事務局は、出願について方式要件の具備を審査する。事務局は、出願がすべての要件を具備していることに納得すると、出願日を出願に与える。出願が最低限の要件を具備していない場合、出願人は、出願の拒絶の日から 2 カ月以内に、必要な補正を行うことができる。この期間は、申請して手数料を納付することによりさらに 3 カ月延長することができる。

---

<sup>73</sup> ハラレ議定書第 4(5)項

<sup>74</sup> ハラレ議定書第 4(6)項

<sup>75</sup> ハラレ議定書第 2(6)項

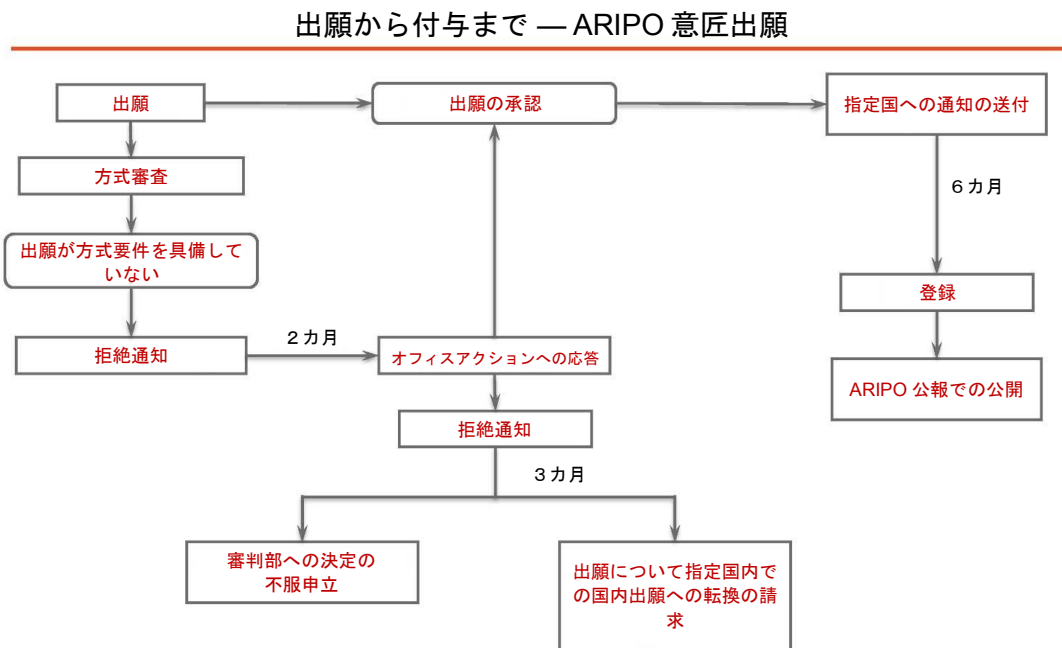
る<sup>76</sup>。

事務局が再検討の後も出願を拒絶した場合、出願人は、拒絶通知の日から3カ月以内に、審判部に不服申立を行うか、または事務局に対して1もしくは複数の指定国の法律に基づく国内出願の手続に出願を転換するよう請求することができる<sup>77</sup>。

事務局は、出願が方式要件を具備していると判断すると、その旨を出願人および各指定国に対して通知する。

その後各指定国は、自国で実体審査を行うことを要求される。指定国は、通知の日から6カ月以内に、自国内での意匠登録に対する異議について連絡を行うことを要する。指定国が所定の期間内に何らの連絡も行わない場合、意匠は、当該国内で登録されることになる<sup>78</sup>。

登録意匠は、ARIPO 公報において公開され、意匠を拒絶しなかった指定国において、年間維持手数料の納付を条件として、出願の日から10年間有効となる。



<sup>76</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 15 の 3(3)

<sup>77</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 15 の 2

<sup>78</sup> ハラレ議定書第 4(3)項および(4)項

## 4.2 登録準備／願書作成

### 4.2.1 言語要件

出願および手続の言語は英語である。出願に含まれる文書であって英語によらないものには、認証された翻訳文を添付することを要する<sup>79</sup>。願書を英語以外の言語で提出することもできるが、認証された翻訳文を出願の日から2カ月以内に提出する必要がある<sup>80</sup>。

### 4.2.2 出願について要求される書式

ARIPO 書式第 28 号（登録請求）

### 4.2.3 出願の証拠文書／添付書類

書式第 28 号には、以下を記載／添付することを要する。

- i) 意匠の複製
- ii) 登録の効力が生じることを請求する締約国の指定
- iii) 登録手数料の納付<sup>81</sup>
- iv) 条約上の優先権の主張がある場合、関連する外国での先願の詳細
- v) 先行技術に関する開示

### 4.2.4 願書作成の注意点

書式第 28 号には、記入の際に、以下を記載することを要する。

- i) 出願を構成する文書の総枚数（出願の上記各項目の枚数を含む。）
- ii) 提出された願書に委任状、優先権書類、納付済手数料の領収書または必要な手数料の納付確約書、出願人の特許を受ける権利を証する文書が添付されているか否か
- iii) 要約書の公開時点で要約書に添付すべきと出願人が提案する、最も代表的な図面の

---

<sup>79</sup> ハラレ議定書の規則 5(2)(a)

<sup>80</sup> ハラレ議定書第 2(6)項

<sup>81</sup> ハラレ議定書第 4(1)項

番号<sup>82</sup>

願書は 2 部提出し、必要な手数料の納付の証拠または願書を提出した日から 21 日以内に手数料を納付することを確約する書面の添付を要する<sup>83</sup>。

電子出願も利用することができる<sup>84</sup>。

立体の意匠を出願する場合、意匠の各方向からの図での表示を提出することを要する。

## 4.3 登録／出願の提出

### 4.3.1 出願先

出願は、ジンバブエの ARIPO 事務局または締約国の産業財産権庁において行うことができる。出願人は、ARIPO 事務局に直接または締約国の産業財産権庁に提出することを希望するが、締約国において通常の居所または事業上の住所を有しない場合、事務局または当該産業財産権庁において自己を代理する権限を有する代理人を指定することを要する<sup>85</sup>。

### 4.3.2 出願権者

創作者もしくはその法的承継人もしくは譲受人または共同創作者は、意匠出願を行うことができる。

譲受人が出願した場合、出願人の意匠権を受けるとの権利の根拠を明記した書面を提出することを要する。この場合、譲渡証書でも足りる。

優先権が主張され、ARIPO 意匠の出願人が優先権書類の出願人と同一でない場合、優先権の譲渡証書を提出する必要がある<sup>86</sup>。

---

<sup>82</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 5(4)(a)

<sup>83</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 11(2)

<sup>84</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 5 の 2(1)

<sup>85</sup> ハラレ議定書第 2(4)項

<sup>86</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 3(2)

#### 4.3.3 登録に関連する手数料および費用

出願には、必要な手数料が納付済であることを証する領収書または必要な手数料を願書の提出から 21 日以内に ARIPO 事務局に納付する旨の出願人の署名した確約書を添付する<sup>87</sup>。

出願の際に納付を要する手数料には、出願手数料および指定国ごとの指定手数料が含まれる。

ARIPO 事務局に納付する現行の公定手数料は、別紙 D のとおりである。

#### 4.3.4 通知期間および最終期限

議定書には、意匠の開示の後に出版が行われる場合のグレース・ピリオドが規定されていない。そのため、意匠出願は、これを公開する前に行うべきである。

出願に含まれる文書についての認証された英語の翻訳文は、願書の提出から 2 カ月以内に送付することを要する。

#### 4.3.5 登録手続全体の期間

意匠の登録には、出願の日から最大 12 カ月間要することがある。

#### 4.3.6 各知的財産権に関連する法律

ハラレ議定書のすべての締約国に意匠登録を規定した法律があるわけではない。美的意匠の登録のみが可能な国がある一方で、機能的意匠と美的意匠の両方の登録を規定している国もある。出願人が意匠の出願を希望する場合、各締約国の規定については、ARIPO 事務局が助言可能な場合もあるが、調査が必要となる可能性がある。

---

<sup>87</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 11(2)

## **4.4 手続処理**

### **4.4.1 オフィスアクションに対する応答**

出願については方式上の要件具備のみが審査され、出願に方式上の瑕疵があると判断された場合、出願人は、拒絶の通知の日から 2 カ月以内に瑕疵を是正するよう要請される。請求により 3 カ月の延長が可能であり、手数料の納付が条件となる。

出願が再び拒絶された場合、出願人は、拒絶の日から 2 カ月以内に再検討を請求することができる。最終的な拒絶が行われた場合、出願人は、拒絶の日から 3 カ月以内に、審判部に対して不服申立を行うか、または指定された締約国のいずれか 1 カ国での国内登録出願に出願を転換するよう請求することができる。

### **4.4.2 応答書の作成**

手続処理およびオフィスアクションへの応答についての言語は、英語である。

### **4.4.3 異議手続**

ハラレ議定書には、異議手続の規定がない。

### **4.4.4 知的財産権の発行**

ARIPO 事務局が各指定国の国内法に基づき実体審査を行うため出願を送付した日から 6 カ月が経過した後、ARIPO 事務局は、意匠を登録してその登録を ARIPO 公報において公開する。登録は、上記の 6 カ月の期間内に登録に異議を提出しなかった指定国すべてにおいて効力を有する。

意匠が登録された後は、指定国の国内法が適用される。



## 4.5 登録／出願後の手続

### 4.5.1 権利者の権利

ARIPO 登録意匠は、これを登録する旨の記載が ARIPO 公報において公開された日から、その権利者に対して、登録が請求された各指定国において、当該国において国内意匠登録により与えられるもの同一の権利を与える。権利者は、登録意匠が保護されるすべての領域内において、登録意匠が付された物品の製造、使用または譲渡を他の者に行わせない権利を有する。

### 4.5.2 承認された登録／出願に関連する手数料

出願が付与を承認された場合、出願人は、出願手数料の他に、登録および公開手数料ならびに年間維持手数料を納付することを要する。現行の手数料は、別紙 D に記載のとおりである。

### 4.5.3 取消手続

ARIPO 事務局は、登録出願の取下げまたは指定国数の削減を希望する出願人からの、書面による取下書の提出を受け入れる<sup>88</sup>。この場合、ARIPO 事務局は、出願についてすでに納付された手数料を返還しない。したがって、出願または意匠を放棄して失効させた方が、手続が簡易になりうる。

### 4.5.4 取消による費用への影響

出願または登録意匠の放棄または取下げに関する費用はない。

### 4.5.5 ライセンス付与

---

<sup>88</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 17

ライセンス付与に関連する規定は、国内法による。ただし、ハラレ議定書では、ARIPO事務局でのライセンスの記録について規定している。ライセンスまたは譲渡の文書は、権利の登録出願において提出され、登録手数料の納付を条件とする<sup>89</sup>。

#### 4.5.6 登録／出願の更新

意匠登録の更新は、年間維持手数料の納付により行う。納付の遅延については、追加料金の納付を条件として、6カ月のグレース・ピリオドが認められる<sup>90</sup>。

納付すべき最初の年間手数料は、出願日から2年目についてのものであり、そのため、最初の出願日の応当日前日が納付期限となる。

維持手数料の未納付のために登録が失効した場合、出願人は、未納付の維持手数料および追加料金を納付することにより、登録を回復することができる。そのようにして回復した登録の効力は、ハラレ議定書では失効した登録の回復について特に規定がないため、疑問の余地がある<sup>91</sup>。

#### 4.5.7 第三者からの請求／不服申立に対する応答

ハラレ議定書には、第三者の請求／異議についての規定がない。

#### 4.5.8 異議手続

ハラレ議定書には、異議手続についての規定がない。

---

<sup>89</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 22 の 2

<sup>90</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 21(3)

<sup>91</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 24

## 5 実用新案—ハラレ議定書

### 5.1 はじめに

#### 5.1.1 適格の出願の要件

実用新案は、新規性と産業上の利用可能性がある考案についてであれば、登録可能である<sup>92</sup>。議定書自体は、実用新案登録に進歩性を要求していないが、その保護については、各締約国の国内法が適用され、締約国の中には、進歩性のない実用新案の登録を認めない国もある。そのような締約国の例としては、モザンビークとタンザニアがあり、両国とも考案に進歩性があることを要求している。

実用新案とは、便益、新規の効果、あるいは、時間、エネルギーおよび労働力の節減に寄与することが可能であり、あるいは、対象物のより良いまたは異なる機能、用途、処理、製造を可能とし、あるいは、実用上の利益、環境上の利益を与えるものである限りにおいて、日用品としての器具、実用道具および用具、電気および電子回路、その他の物品あるいはその一部（微生物その他の自己複製可能な材料、遺伝資源による製品、葉草および栄養の製剤であって新規の効果があるものを含む。）についての要素の形状、構造、または組合せと考えられる<sup>93</sup>。

いくつかの締約国では実用新案を認めておらず、この点において出願人には、その発明を、特許でも意匠でも、指定しようとする締約国が承認する方で出願することを提案する。実用新案を承認していない締約国は、以下のとおりである。

- リベリア
- マラウイ
- ナミビア
- サントメ・プリンシペ
- ソマリア\*
- スーダン
- スワジランド
- ザンビア

---

<sup>92</sup> ハラレ議定書第3条の3(2)項

<sup>93</sup> ハラレ議定書第3条の3(1)項

- ジンバブエ

\*ソマリアは、知的財産に関する国内法を有していないが、ARIPO 締約国であるため、実際には、ハラレ議定書の規定が、ソマリアを指定したすべての知的財産について適用される。

意匠の章（第4章）における集積配置回路のトポグラフィーに関する検討に付言すると、以下の締約国では、各国の国内法に応じて、実用新案登録としてこれらを許容することが見込まれる。

- ボツワナ
- ガンビア
- ガーナ
- ケニア
- レソト
- モザンビーク
- タンザニア
- ウガンダ

### 5.1.2 関連する審査の期間

ARIPO 事務局は、出願について方式要件の具備を審査し、出願日を付与する<sup>94</sup>。方式要件を具備していない場合、出願人は、拒絶通知の日から2カ月以内に瑕疵を是正する機会を与えられる<sup>95</sup>。

出願については実体審査を請求する必要がある<sup>96</sup>。審査請求には、該当する手数料の納付も必要である。

ARIPO 事務局は、実体審査を行い、実用新案の付与を決定すると、その決定を指定国に通知する。指定国は、実用新案がその国内で効力がないものとする場合には、6か月以内にARIPO に通知する。指定国からの連絡が受領されない場合、実用新案は、当該国について付与されたものとみなされる<sup>97</sup>。

---

<sup>94</sup> ハラレ議定書第3条の3(4)(a)号

<sup>95</sup> 第3条の3(4)(b)号および規則15(3)

<sup>96</sup> ハラレ議定書第3条の3(5)項

<sup>97</sup> ハラレ議定書第3条の3(8)項

出願が ARIPO 事務局により拒絶された場合、出願人は、拒絶の通知の日から 2 カ月以内  
に再検討を請求することができ、これは手数料の納付が条件となる<sup>98</sup>。

出願が ARIPO 事務局により最終的に拒絶された場合、出願人による再検討の請求にかか  
わらず、出願人は、拒絶の決定の通知の日から 3 カ月以内に、いずれかの指定国において、  
その国の国内法に従った出願として出願を取り扱うよう請求することができる<sup>99</sup>。

### 5.1.3 保護期間

実用新案の保護期間は、年間維持手数料の納付を条件として、出願日から 10 年である<sup>100</sup>。  
いくつかの締約国では、その国内法に従って異なる有効期間があり得ることに留意すること  
が重要である。

### 5.1.4 登録／出願の手続（フローチャート付）

ARIPO 実用新案出願は、ARIPO 事務局に直接行うことも、締約国の産業財産権庁を通じ  
て間接的に行うこともできる。願書は、手渡しによる交付、書留郵便、電子メール、または、  
オンラインで提出することができる。

出願は出願人が行うが、出願人が締約国において主たる事業所または居所を有しない場合、  
自己を代理する代理人を指定することを要する。

願書は、以下から構成されることを要する。

- (i) 記入済の書式第 3 号
- (ii) 実用新案の明細書
- (iii) 1 または複数のクレーム
- (iv) 1 または複数の図面（もしあれば）
- (v) 要約書

---

<sup>98</sup> ハラレ議定書第 3 条の 3(6)項

<sup>99</sup> ハラレ議定書第 3 条の 3(9)項

<sup>100</sup> ハラレ議定書第 3 条の 3(10)項

(vi) 所定の出願手数料または手数料納付の確約書

(vii) 1カ国以上の締約国の指定

出願文書はすべて英語によるか、または、認証された翻訳文であることを要する。翻訳された文書は、出願日から2カ月以内に提出することができる。

ARIPO 事務局は、出願について方式要件の具備を審査する。出願がすべての要件を具備していると納得すると、事務局は、出願に出願日を与える。出願が最低限の要件を具備していない場合、出願人は、出願拒絶の日から2カ月間の、必要な補正を行う機会を与えられる。

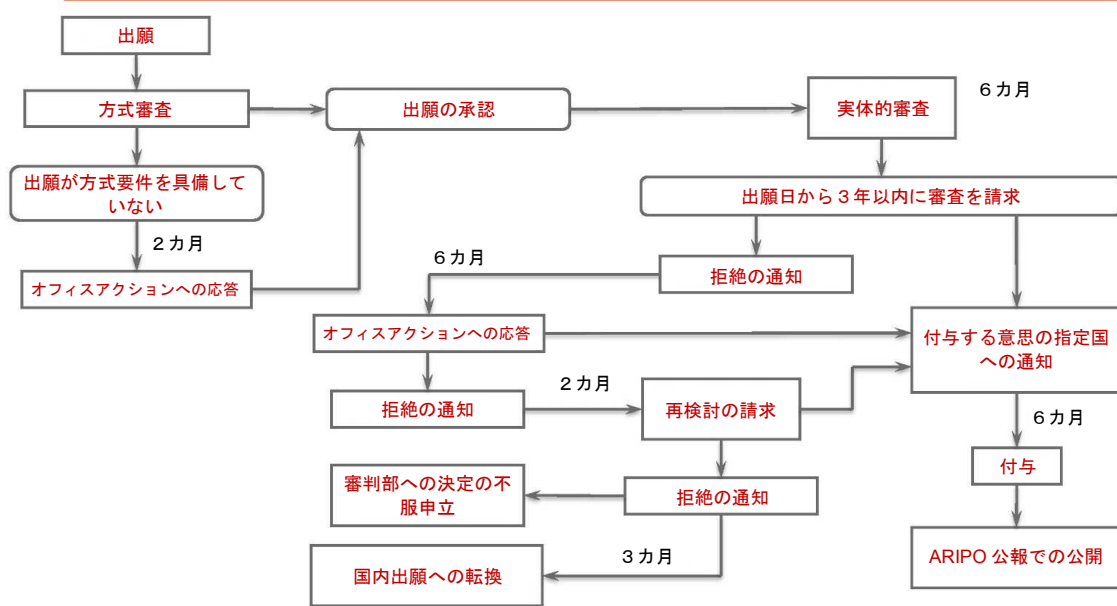
事務局は、出願が方式要件を具備していると判断すると、その旨を出願人および各指定国に通知する。実体審査の請求は、出願の提出日から3年以内に行うべきである。

出願が実体審査の要件を具備している場合、ARIPO 事務局は、実用新案を付与する決定の通知を各指定国に対して発する。その後当該指定国は、自国内での実用新案の付与に異議があれば、通知の日から6カ月以内に書面連絡を行うことを要する。所定の期間内に連絡が行われない場合、出願は、当該国内において付与される。

出願が実体的要件を具備していない場合、出願人は、補正を行うことおよび／または審査官のレポートについて意見もしくは所見を提出することを要請される。出願人は、通知の日から6カ月以内に補正書または意見書を提出することを要する。出願人がこの期間内に応答しない場合、実用新案の付与は拒絶される。その後出願人は、拒絶の日から2カ月以内に、ARIPO 事務局の決定の再検討を請求することができる。事務局が付与を再度拒絶した場合、出願人は、拒絶の日から3カ月以内に、審判部への不服申立を行うか、または、事務局に対して、実用新案出願を指定国の法律に従った国内出願に転換するよう請求することができる。

付与された実用新案は、ARIPO 公報において公開され、これを拒絶しなかった指定国において、年間維持手数料の納付を条件として、出願日から10年間有効となる。

## 出願から付与まで – ARIPO 実用新案出願



## 5.2 登録準備／願書作成

### 5.2.1 言語要件

ARIPO 実用新案出願を行う際の言語は英語である。英語でない出願文書については、認証された英語での翻訳文を添付することを要する。

### 5.2.2 要求される願書の書式

ARIPO 書式第 3 号（付与請求）

### 5.2.3 出願についての証拠文書／添付書類

書式第 3 号には、以下を記載／添付することを要する。

- i) 実用新案の明細書
- ii) クレーム
- iii) 要約書

- iv) 図面
- v) 登録が効力を有することを請求する締約国の指定
- vi) 出願手数料の納付
- vii) 条約上の優先権の主張がある場合、関連する外国での先願の詳細
- viii) 先行技術に関する開示

#### 5.2.4 願書作成の注意点

クレームは、考案の技術的特徴を保護するように構成されるとともに、以下を含むことを要する（該当する場合）。

- 1) 考案の定義に必要であるが、組み合わせることにより最新技術を形成する、考案の技術的特徴を記載した言明書
- 2) 「を特徴とする」または「に特徴づけられる」または「ここで、改良は…から成る」のような表現を含む特徴部分について、(1)の下で意味される特徴と組み合わせることで保護を求め技術的特徴を正確に記載したもの

出願人は、その請求において、ARIPO 公報での公開のために最適であると判断する図面に言及することを要する。

願書はすべて、2部提出する。

### 5.3 登録／願書の提出

#### 5.3.1 出願先

出願は、ジンバブエの ARIPO 事務局または締約国の産業財産権庁において行う。出願人は、ARIPO 事務局に直接または締約国の産業財産権庁に提出することを希望するが、ジンバブエまたは当該締約国において通常の住所を有しない場合、事務局または当該産業財産権



庁において自己を代理する権限を有する代理人を指定することを要する<sup>101</sup>。

### 5.3.2 出願権者

議定書は、実用新案を出願することができる者について特に言及していないが、この点に関する原則は、意匠または特許に適用されるものと同一であると合理的に推測される。

考案者もしくはその法的承継人もしくは譲受人または共同考案者は、実用新案を出願することができる。

譲受人が出願する場合、出願人の実用新案を受ける権利の根拠を明記した書面を提出することを要する。この場合、譲渡証書でも足りる。

優先権が主張され、ARIPO 実用新案の出願人が優先権書類の出願人と同一でない場合、優先権の譲渡証書を提出する必要がある。

### 5.3.3 登録に関連する手数料および費用

願書には、必要な手数料が納付済であることを証する領収書または必要な手数料を願書の提出から 21 日以内に ARIPO 事務局に納付する旨の出願人の署名した確約書を添付する。

出願の際に納付を要する手数料には、出願手数料および指定国ごとの指定手数料が含まれる。

ARIPO 事務局に納付する現行の公定手数料は、別紙 E に記載のとおりである。

### 5.3.4 通知期間および最終期限

出願人は、方式審査または実体審査で発出されたオフィスアクションに応答するために 2 カ月の期間を与えられる。出願人は、最終的拒絶を受領した後、拒絶通知から 3 カ月以内に、

---

<sup>101</sup> ハラレ議定書第 2(4)項

ARIPO 事務局の決定について審判部に不服申立を行うか、または出願を指定国のいずれか 1 カ国の法律に従った国内段階の出願に転換するよう請求することができる。

### **5.3.5 登録手続全体の期間**

登録の期間は全体で、通常 2 年ないし 3 年を要する。

### **5.3.6 各知的財産権に関連する法律**

ハラレ議定書のすべての締約国に実用新案登録を規定した法律があるわけではない。出願人が実用新案の出願を希望する場合、各締約国の規定については、ARIPO 事務局が助言可能な場合もあるが、調査が必要となる可能性がある。

## **5.4 手続処理**

### **5.4.1 オフィスアクションへの応答**

ARIPO 事務局は、出願について最初に方式要件の具備を審査する。出願に方式上の瑕疵があると判断された場合、出願人は、その旨の通知から 2 カ月以内に、瑕疵を是正することができる。出願人が上記 2 カ月の期間内に瑕疵を是正しない場合、出願は拒絶される。そのような拒絶が生じた場合、出願人は、拒絶から 2 カ月以内に、出願の再検討を請求することができる。請求により 3 カ月の期間延長が認められ、手数料納付を条件とする。手数料は、その後の延長が請求される都度増額される。

考案が実用新案の要件を具備していない場合、ARIPO 事務局は、出願人に対してその旨の通知を送付し、通知の発送から 6 カ月以内に意見書を送付するよう要請する。出願人は、この時点で出願の補正を含めることができ、出願の再検討の請求も応答とともに行うべきである。

## 5.4.2 応答書類の作成

応答書類は英語で作成する。出願人は、ARIPO 事務局に出願を提出した以降に付与された、対応出願を有する場合、ARIPO の審査官の発したオフィスアクションに対する応答において他の国の審査官の意見を添付することができる。

## 5.4.3 異議手続

ハラレ議定書には、異議手続についての規定がない。

## 5.4.4 IP 権の発行

実用新案が実体審査の要件を具備している場合、ARIPO 事務局は、出願人に実用新案を付与する意図についての通知を送付する。出願人は、通知の日から通常は2カ月以内（ただしその後3カ月は超過しない）に、付与および公開手数料を納付するよう要請される。通知が送付された日から6カ月が経過した後、付与および公開手数料が納付されたことを条件として、ARIPO 事務局は実用新案を付与する。

## 5.5 登録／出願後の手続

### 5.5.1 権利者の権利

ARIPO 実用新案は、これを付与する旨の記載が ARIPO 公報において公開された日から、その権利者に対して、付与が請求された各締約国において、当該国において付与される国内実用新案により与えられるものと同様の権利を与える<sup>102</sup>。

### 5.5.2 承認された登録／出願に関連する手数料

出願が付与を承認された場合、出願人は、出願手数料の他に、付与および公開手数料なら

---

<sup>102</sup> ハラレ議定書第 3(14)(b)号

びに年間維持手数料を納付する必要がある。現行の手数料は、別紙 E に記載のとおりである。

### 5.5.3 取消手続

ハラレ議定書には取消手続の規定はない。出願人が自己の出願または実用新案を取り消そうとする場合、出願を放棄し、または取下請求書を提出することのみで足りる。出願人は、指定国数を削減することもできる<sup>103</sup>。

### 5.5.4 取消による費用への影響

出願もしくは実用新案の放棄または出願の取下げに関する費用はない。ただし、出願人は、出願に関してすでに納付した費用の払戻しを受けることができない。

### 5.5.5 ライセンス付与

ライセンス付与に関連する規定は、国内法による。ただし、ARIPO では、ARIPO 事務局でのライセンスの記録について規定している。ライセンスまたは譲渡の文書は、権利登録の申請において提出し、登録手数料の納付を条件とする<sup>104</sup>。

### 5.5.6 登録／出願の更新

実用新案登録の更新は、年間維持手数料の納付により行う。納付期限が到来した応当日後は、追加料金の納付を条件として6カ月のグレース・ピリオドが認められ、その間に出願人は更新手数料を納付することができる<sup>105</sup>。

納付すべき最初の年間手数料は、出願日から2年目についてのものであり、そのため、最初の出願日の応当日前日が納付期限となる。

<sup>103</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 17

<sup>104</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 22 の 2

<sup>105</sup> ハラレ議定書施行規則の規則 21(3)

#### **5.5.7 第三者からの請求／不服申立に対する応答**

これについては、ハラレ議定書に規定がない。

#### **5.5.8 異議手続**

異議手続については、ハラレ議定書に規定がない。

## 6 植物育成者の権利- アルーシャ議定書

### 6.1 はじめに

アルーシャ議定書に関する規則は、本報告書の発行日において制定されておらず、以下の検討は議定書のみを根拠としている。そのため当面の間は、締約国において出願しようとする出願人には、各国の国内法が適用される国内出願により行うことが推奨される。

締約国は、別紙 A に記載のいずれかの国である。

#### 6.1.1 適格の出願の要件

植物品種に関する育成者権は、当該品種に新規性、区別性、均一性、および、安定性があると判断された場合に付与される。品種は、

- いずれかの締約国において出願日より 1 年以上前に販売されておらず、かつ、締約国以外の国において出願日より 4 年（ブドウおよび樹木においては 6 年）以上前に販売されていない場合に、新規性がある。
- 1 個以上の植物学的特性において他の知られたすべての品種と異なっている場合に、区別性がある。
- 植物の特性がすべての植物において一貫している場合に、均一性がある。
- 特性が遺伝的に固定されており、そのため、世代から世代において同一である場合、交雑品種においては一周期の繁殖の後に同一である場合に、安定性がある<sup>106</sup>。

#### 6.1.2 関連する審査の期間

方式審査が行われる<sup>107</sup>。出願が要件を具備していない場合、出願人は、出願の瑕疵を是正する機会を与えられると考えられる。出願が方式について承認されると、出願日が与えられる。

<sup>106</sup> アルーシャ議定書第 7 条、第 8 条、第 9 条および第 10 条

<sup>107</sup> アルーシャ議定書第 6 章

実体審査は ARIPO 事務局により手配されるが<sup>108</sup>、ハラレ議定書の近年の改正に鑑みると、審査請求が導入されることが予測される。アルーシャ議定書の規則は、現時点で草案作成中であり、この点における進展が強く期待される。

### 6.1.3 保護期間

育成者権は、付与の日から 25 年間有効である。保護期間は、特定の属および種について 5 年間延長することができる<sup>109</sup>。

### 6.1.4 登録／出願の手続

育成者権の出願は、出願人が締約国に通常の居所または事業上の住所を有している場合に ARIPO 事務局に直接提出することができ、それ以外の場合には権限を有する代理人が代わって行うことを要する。

出願は、締約国の知的財産権庁において行うこともでき、当該知的財産権庁は、出願を受理してから 1 カ月以内に ARIPO 事務局に転送することを要する。

出願は方式審査を受け、これが承認された場合に、ARIPO 事務局が実体審査を手配する。

実体的要件が具備されている場合、育成者権が付与され、ARIPO 公報において公開される。

## 6.2 登録準備／願書作成

### 6.2.1 言語要件

出願の言語は英語である。他の言語で文書を提出する場合には、認証された翻訳文を添付

---

<sup>108</sup> アルーシャ議定書第 18 条

<sup>109</sup> アルーシャ議定書第 26 条

するか、または、出願日から6カ月以内に認証された翻訳文を追加して提出することを要する。

## 6.2.2 要求される出願の書式

出願の書式は、本報告書の発行時点では作成されていない。

## 6.2.3 出願の証拠文書／添付書類

これについては、今後の規則にさらなる詳細が規定されるが、以下を含むことが見込まれる。

- (i) 出願人（品種を育成、発見、および開発した者が出願人と異なる場合には、これを含む。）の氏名、住所、および、その他要求される情報、ならびに、該当する場合に、代理人の氏名、住所、およびその他要求される情報
- (ii) 植物学上のタクソンの特定（植物学上の名称および通用名）
- (iii) 品種について予定される名称、または暫定的な名称
- (iv) 品種の技術明細書
- (v) 同一の品種についての先願および育成者権の付与に関する情報
- (vi) 第7条に従った品種の利用のための他の者への販売または譲渡の日<sup>110</sup>

## 6.2.4 願書作成の注意点

アルーシャ議定書の規則が作成されていないため、現時点では、植物育成者権の出願をアルーシャ議定書により行うことは推奨されない。出願人は、保護を求める国の知的財産権庁に国内出願を行うべきである。

## 6.3 登録／願書の提出

### 6.3.1 出願先

---

<sup>110</sup> アルーシャ議定書第12(4)項



育成者権の出願は、出願人が締約国に通常の居所または事業上の住所を有している場合に ARIPO 事務局に直接提出するが、それ以外の場合には自己を代理する権限を有する代理人を指定することを要する。

出願は、締約国の知的財産権庁において提出することもでき、当該知的財産権庁は、出願を受理してから 1 カ月以内に ARIPO 事務局に転送することを要する<sup>111</sup>。

### 6.3.2 出願権者

議定書は、育成者が権利を出願する規定のみを設けているが、譲受人による出願ができることも合理的に推測される。ただし、議定書が育成者権の譲渡を想定しているため、必要な譲渡文書の提出が条件とされる<sup>112</sup>。

### 6.3.3 登録に関連する手数料および費用

本文書の発行時点では不明である。

### 6.3.4 通知期間および最終期限

今後の規則に具体的な期限が定められる予定である。

### 6.3.5 登録手続全体の期間

制度の試験的運用がまだ行われていないため、本文書の発行時点では、この情報は不明である。

### 6.3.6 各知的財産権に関連する法律

---

<sup>111</sup> アルーシャ議定書第 12 条

<sup>112</sup> アルーシャ議定書第 11 条

国内の知的財産権庁に出願された育成者権には、該当する国の国内法が適用されることになる。

## **6.4 手続遂行**

### **6.4.1 オフィスアクションに対する応答**

ARIPO 事務局の発したオフィスアクションに対して応答する十分な機会が出願人に与えられることが、合理的に予測される。

### **6.4.2 応答書の作成**

オフィスアクションおよびこれに対する応答書は、英語で作成する。

### **6.4.3 知的財産権の発行**

育成者権は、その公開から3カ月経過後に付与される。ただし、その付与に対して異議が提出されなかったことを条件とする。

## **6.5 登録／出願後の手続**

### **6.5.1 権利者の権利**

権利者は、以下の行為を許可する独占的権利を有する。

- 生産、繁殖、または、増殖
- 繁殖のための条件設定
- 販売申込
- 販売その他のマーケティング
- 輸出

- 輸入
- 生産、繁殖、もしくは増殖、または輸入のための備蓄

権利者は、許可される活動に条件または制限を付することができる<sup>113</sup>。

### 6.5.2 承認された登録／出願に関する手数料

本文書の発行時点では手数料については不明である。

### 6.5.3 取消手続

ARIPO 事務局は、品種の均一性または安定性が維持されていないと判断された場合に、育成者権を取り消すことができる<sup>114</sup>。

ARIPO 事務局は、出願人が、以下を行うよう要請を受けた後、所定期間内にこれを怠った場合にも、育成者権を取り消すことができる。

- ARIPO 事務局に対して、品種の維持の確認に必要とみなされる情報、文書、または資料を提供すること
- 育成者権の効力を維持するために納付すべき手数料を納付すること
- 権利が付与された後に品種の名称が取り消された場合に、別の適切な名称を提案すること<sup>115</sup>

### 6.5.4 取消による費用への影響

現時点では、取消に関する費用の提示はない。

### 6.5.5 ライセンス付与

---

<sup>113</sup> アルーシャ議定書第 21 条

<sup>114</sup> アルーシャ議定書第 29(1)(a)号

<sup>115</sup> アルーシャ議定書第 29(1)(b)号

育成者権者は、他の者に対して、独占的または非独占的なライセンスを付与することができる<sup>116</sup>。

#### 6.5.6 登録／出願の更新

育成者権の維持は、年間維持手数料の納付を条件とするが、その額は現時点では不明である。

#### 6.5.7 第三者からの請求／不服申立に対する応答

議定書は、第三者からの不服申立をいかに取り扱うかについて規定していない。

#### 6.5.8 異議手続

議定書は、異議手続について規定しており、育成者権の出願に異議を提出しようとする者は、出願が公開された場合にこれを行うことができる。

異議を提出しようとする者は、育成者権の公開から 3 カ月以内に、ARIPO 事務局に対して、手数料納付とともに、書面での理由を付した異議を提出することを要する<sup>117</sup>。

## 7 伝統的知識およびフォークロアの保護

### 7.1 はじめに

本議定書の正式名称は、「2010 年アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内における伝統的知識およびフォークロアの保護に関するスワコプメント議定書」であるが、本報告

---

<sup>116</sup> アルーシャ議定書第 31 条

<sup>117</sup> アルーシャ議定書第 16 条

書においては「スワコプメント議定書」という。スワコプメント議定書は、2010年8月9日に採択された。この主題に関して提供される情報およびアドバイスは、上記2010年スワコプメント議定書ならびにその施行規則および規則（2016年付け再版による。）に含まれる情報に基づいており、その利用についての謝意をARIPOに深く表明する。スワコプメント議定書は、2012年1月1日に発効した。

スワコプメント議定書の目的は、伝統的知識の保有者を、本議定書によって認められる権利の侵害から保護すること、ならびにフォークロアを、その伝統的背景を超えた悪用、乱用、および違法な利用から保護することである。より具体的には、スワコプメント議定書は、伝統的背景における、絶えず進んでいくイノベーションの枠組としての伝統的知識体系または文化および芸術的な表現を含むものとしてのフォークロアの非常に多様な全体的概念を、限定するものまたは定義しようとするものと解釈されてはならない。

適切な背景において、スワコプメント議定書は、ARIPO締約国における現地のまたは伝統的な地域社会または個人の伝統的知識およびフォークロアの保護を規定するとともに、当該伝統的知識およびフォークロアについての利用許諾の規制を規定する。換言すると、スワコプメント議定書は、例えば日本など外国の伝統的地域社会における伝統的知識またはフォークロアの保護を規定していない。日本の会社または企業が日本の伝統的用語（SAMURAIなど）を1または複数のARIPO締約国において保護しようとする場合、通常の商標についてのARIPO登録、または1もしくは複数のARIPO締約国における国内での登録によって保護することが可能である。

締約国には、別紙Aに記載のすべての国が含まれる。

## **伝統的知識の定義**

伝統的知識とは、現地のまたは伝統的な地域社会に由来する、伝統的背景における知的活動および識見の成果である知識（ノウハウ、技能、イノベーション、慣行、および学問を含む。）であって、地域社会の伝統的生活様式に具体化され、または世代から世代に継承される体系化された知識に含まれているものをいう。この語は、特定の技術分野に限定されず、農業、環境、または医学の知識、および遺伝資源に関連する知識を含み得る。

## **フォークロアの定義**

フォークロアは、有形無形を問わず、伝統的な文化および知識が表現され、表れ、または明らかにされる形態をいい、以下の表現形態またはその組合せを含む。

- (i) 口頭の表現（例えば、物語、叙事詩、伝説、韻文、判じ物、その他の語りなど）、言葉、記号、名称、および符号
- (ii) 音楽表現。例えば、歌唱、器楽など
- (iii) 動作による表現。例えば、舞踏、演劇、儀式、その他のパフォーマンスなど。有形化されているか否かを問わない。
- (vi) 有形の表現。例えば、美術品、特に線画、図柄、彩色画（ボディ・ペインティングを含む。）、彫刻、彫像、陶器、テラコッタ、モザイク、木工品、金属細工、宝石類、かご細工、刺繍品、織物、ガラス製品、絨毯、衣装、手工芸品、楽器の制作、および建築形式

#### **出願／登録の手続がないこと**

伝統的知識またはフォークロアの保護は、方式または出願／登録の手続を必要としない。ただし、透明性の見地から、ならびに証拠および保存のため、締約国の国内管轄当局およびARIPO事務局は、当該伝統的知識およびその保有者の登録簿その他の記録（これまで開示されなかった伝統的知識の状態を危険にさらすことのないもの）ならびに一定のカテゴリーのフォークロア（特に、特別の文化的もしくは宗教的な価値もしくは重要性を有するもの、または神聖な特徴のあるもの）の届出を維持することができる。現地のもしくは伝統的な地域社会、またはこれらの地域社会内の認められた個人のみが、上記の記録／届出を申請することができる。

## **7.2 伝統的知識およびその保護**

### **伝統的知識の保護基準**

以下のすべてに該当する伝統的知識に保護が及ぶ。

- i) 伝統的背景において生み出され、保存され、および伝承され、
- ii) 現地のまたは伝統的な地域社会と明確な関連を有し、
- iii) 管理、保護、または、集団的および文化的な所有もしくは責任の形によって当該知

識を保有するとみなされる現地のまたは伝統的な地域社会の文化的アイデンティティにとって不可欠であるもの。そのような関係は、慣行、法、または、規約により公式または非公式に定められていることがある。

### **伝統的知識の保護の受益者**

伝統的知識の権利者は、伝統的知識の保有者、すなわち当該知識を伝統的な方法により創造、保存、および伝承する、現地の伝統的な地域社会ならびに当該地域社会内の認められた個人である。

### **伝統的知識の保有者に対して与えられる権利**

スワコプムント議定書は、伝統的知識の権利者に対して、その伝統的知識の利用を許可する独占的権利、ならびに事前の情報に基づく同意なしで他者が伝統的知識の伝統的背景を超える利用および商業化を行うことを阻止する権利を与える。

### **譲渡および利用許諾**

伝統的知識の権利者は、譲渡を行う権利および利用許諾契約を締結する権利を有する。しかし、現地のまたは伝統的な地域社会に帰属する伝統的知識を譲渡することはできない。伝統的知識について付与されるすべてのアクセス、許可、譲渡または利用権は、書面により付与されるものとし、それ以外では効力を有しない。上記のいずれの目的で作成された文書も国内の管轄当局により承認されることを要し、これがないと文書は無効となる。ARIPO 事務局は、伝統的知識に関して付与されたすべての利用権および譲渡について、登録を行う。

### **公平な利益分配**

伝統的知識の保有者に与えられる保護には、伝統的知識の商業的または工業的な利用から発生する利益について、当事者間の合意により決定される公正かつ公平な分配を行うことが含まれる。かかる合意がない場合には、国内の管轄当局が、公正かつ公平な利益分配のための合意に達することを目的として、関連当事者の仲立ちを行う。当該利益には、地域社会の発展への貢献などの非金銭的な利益が含まれ得る。

## 伝統的知識の保有者への謝意

伝統的知識をその伝統的背景を超えて利用する者は、その保有者に謝意を示し、その入手源（および、可能な場合には、その起源）を表示し、当該知識を保有者の文化的価値を尊重する方法により利用する。

## 伝統的知識の保護に適用される例外および制限

スワコプメント議定書に基づく伝統的知識の保護は、伝統的背景内で保有者が当該知識を実践し、交換し、利用し、および、伝承する伝統的知識の継続的機能を害するものであってはならない。

## 強制的利用権

保護される伝統的知識が権利保有者により十分に利用されていない場合、または、伝統的知識の権利保有者が合理的な取引条件による利用許諾を拒絶する場合、締約国は、公共安全または公衆衛生の見地から、国家的必要性を満たすために強制的利用権を許諾することができる。関連当事者間の合意がない場合には、強制的利用権についての適切な額の補償金を管轄裁判所が決定する。

## 伝統的知識の保護期間

伝統的知識は、上記保護基準を当該知識が満たしている限り保護される。ただし、伝統的知識が個人に独占的に帰属している場合の保護は、当該個人による関連知識の伝統的背景を超える利用があつてから 25 年間存続する。

## 伝統的知識の保護の管理および執行

伝統的知識の保護の有効性を確実にするため、国内の管轄当局および ARIPO 事務局は、締約国に代わって、伝統的知識の保護に関する意識向上、教育、指導、監視、記録／登録、紛争解決、執行、および、その他の活動を行う任務を担う。国内の管轄当局は、特に適切な場合および伝統的知識の保有者の要請がある場合に、伝統的知識の保有者に対して、その権利を防御し、民事および刑事手続を開始するためのアドバイスおよび援助を行う任務を担う。



異なる国の複数の地域社会が同一の伝統的知識を共有している場合、ARIPO 事務局は、これらの地域社会の伝統的知識の保護に関連する意識向上、教育、指導、監視、紛争解決、およびその他の活動を行う責務を負う。

### **遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス**

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスについての本議定書に基づく許可は、当該伝統的知識から派生する遺伝資源へのアクセスの許可を示唆するものではない。

## **7.3 フォークロアおよびその保護**

### **フォークロアの保護基準**

以下に該当するフォークロアには、その表現の様式または形態にかかわらず、保護が及ぶ。

- i) 創造的および累積的な知的活動の所産。例えば、集団的創造性、個人が特定されない場合の個人的創造性
- ii) 地域社会の文化的アイデンティティおよび伝統的遺産の特徴であって、当該地域社会がその慣習法および慣行に従って維持、利用、または発展させたもの

### **フォークロアの保護の受益者**

フォークロアの権利の所有者は、以下に該当する現地の伝統的な地域社会である。

- i) フォークロアの管理および保護をその慣習法および慣行に従って委ねられている地域社会
- ii) フォークロアをその伝統的文化遺産の特徴として維持および利用している地域社会

### **違法行為からのフォークロアの保護**

フォークロアは、悪用、乱用、および違法な利用の行為すべてから保護される。

地域社会にとって特定の文化的または精神的な価値または重要性を有するフォークロアについては、締約国は、事前の同意を得ずに以下などの行為が行われることを関係地域社会が阻止することができるようにする、適切かつ有効な法律上および実際上の措置を講じる。

- i) 言葉、記号、名称、および、符号ではないフォークロアについては、フォークロアもしくはその派生物の複製、公表、改作、放送、公演、公衆送信、頒布、賃貸など、または当該地域社会をフォークロアの出所として適切に認めていない場合のフォークロアもしくはその改作の利用、または、フォークロアの歪曲、変造、もしくはその他の改変、もしくは、フォークロアに関連する中傷行為、または、フォークロアもしくはその改作についての知的財産権の取得もしくは行使
- ii) 言葉、記号、名称、および符号から成るフォークロアについては、フォークロアもしくはその派生物の利用、または、フォークロアもしくはその派生物についての知的財産権の取得もしくは行使であって、関係地域社会を貶め、不快にさせ、もしくはこれとの関連を偽って示唆し、または当該地域社会に恥辱もしくは不評をもたらすもの

その他のフォークロアの使用および利用については、締約国が、以下を確実にする適切かつ有効な法律上および実際上の措置を講じる。

関係地域社会がフォークロアから改作された作品その他の制作物の出所であると特定されること、フォークロアの歪曲、変造もしくは改変、その他フォークロアに関する中傷行為が阻止可能でありかつ／もしくは民事もしくは刑事の制裁措置の対象となること、地域社会のフォークロアに言及し、これを利用し、もしくは連想させる物品もしくはサービスに関して当該地域社会による承認もしくはこれとのつながりを示唆する、虚偽の、紛らわしい、もしくは誤解を招く表示もしくは主張が阻止可能でありかつ／もしくは民事もしくは刑事の制裁措置の対象となること、または、使用もしくは利用が営利目的の場合に国内の管轄当局が関係地域社会と協議の上で決定する条件での公平な報償もしくは利益分配があるべきこと。

締約国は、秘密に保持されているフォークロアの無許可の開示およびその後の利用、ならびに、当該フォークロアについての知的財産権の取得および行使について、地域社会が防止する手段を有するようにするために、適切かつ有効な法律上および実際上の措置を講じる。

#### フォークロアに適用される例外および制限

フォークロアを保護する手段は、

- i) 慣習法および慣行により判断される、関係地域社会の構成員が行う伝統的または慣習上の背景内でのフォークロアの通常の使用、開発、交換、流布、および、伝承を

制限または妨害するようなものであってはならない。

- ii) 営利目的か否かを問わず、伝統的または慣習上の背景の範囲外で行われるフォークロアの利用のみに及ぶ。
- iii) 例えば、教育および研究、個人的または私的な利用、批評または調査、現況報告、法的手続内での使用、文化遺産保護のみを目的とした文書館または目録に含めるためのフォークロアの記録および複製の作成、付随的利用など、非営利的利用の必要性に対処するための例外が適用される。ただし、いずれの場合も、当該利用が公正な慣行と適合していること、實際上可能な場合に関係地域社会がフォークロアの出所として認められていること、および当該利用が関係地域社会にとって侮辱的なものとならないことを条件とする。

フォークロアの保護のために設けられた措置において、関係国の国民による利用のための特別規定を定めることができる。

### フォークロアの保護期間

フォークロアは、上記の保護基準を満たしている限り、悪用、乱用、または、違法な利用のすべての行為から保護される。

### フォークロアの権利の管理

フォークロアの保護および管理の有効性を確実にするため、国内の管轄当局およびARIPO 事務局は、締約国に代わって、フォークロアの保護に関する意識向上、教育、指導、監視、紛争解決、およびその他の活動を行う任務を担う。

フォークロアの利用についての許可は、関係地域社会に代わってその利益のために行う国内の管轄当局から取得する。

国内管轄当局が上記に従って行う場合、

- i) 関係地域社会との間でその意思決定および公衆との関係管理に関する伝統的手続に従って適切な協議を行った後に限り、許可が付与される。
- ii) 許可が、関係フォークロアについて定められた保護の範囲を遵守するとともに、特に、その利用から発生する利益の公平な分配について定めるものとする。
- iii) 関係地域社会の特定についての不明点または紛争は、可能な限り、当該地域社会の慣習法および規約（該当する場合）に従って解決する。

- iv) フォークロアの使用から発生する金銭的利益または非金銭的利益は、国内の管轄当局により直接関係地域社会に移転される。
- v) 国内の管轄当局による授権法または行政措置においては、許可申請手続、国内の管轄当局または ARIPO 事務局が必要な場合にそのサービス、正式公開手続、紛争解決について請求する手数料、国内の管轄当局が付与する許可に適用される条件などの事項に関する指針を規定する。

異なる国の複数の地域社会が同一のフォークロアを共有している場合、ARIPO 事務局は、当該地域社会のフォークロアの保護に関連する意識向上、教育、指導、監視、紛争解決およびその他の活動を行う責務を負う。

## 7.4 一般規定

### 伝統的知識およびフォークロアの制裁措置、是正手段および執行

締約国は、伝統的知識および／またはフォークロアの保護に関する規定の違反がある場合に、利用しやすい適切な執行および紛争解決のシステム、制裁措置、ならびに、是正手段が利用可能であるようにする。

国内の管轄当局は、伝統的知識の保有者および保護されるフォークロアの受益者である地域社会に対して、適切な場合ならびに当該保有者および関係地域社会から要請を受けた場合に、その権利を防御および執行し、民事および刑事手続を開始するためのアドバイスおよび援助を行う任務を担う。

## 7.5 広域的保護

外国人の伝統的知識およびフォークロアの適格保有者は、関係する伝統的知識またはフォークロアに適用される慣習法および規約を可能な限り考慮して、保護を行う国の国民である伝統的知識およびフォークロアの保有者と同程度の保護の利益を受ける。

国内の管轄当局および ARIPO 事務局は、外国人の伝統的知識およびフォークロアの保有

者の利益のために、上記保護を取得、管理、および執行することを可能な限り容易にするための措置を制定すべきである。

ARIPO は、伝統的知識またはフォークロアに関して異なる国の地域社会から同時に請求がなされた案件を解決する任務を担うことができ、この目的のために ARIPO は、慣習法、現地の情報源、代替的紛争解決システム、および、その他この種の実践的なシステムであって必要と判断されたものを利用する。

## 7.6 移行措置

### 伝統的知識の利用および流布

この議定書に基づく保護が効力を生じる前における伝統的知識の利用および流布については、利益分配に関する第 9 条および出所を認めることに関する第 10 条の規定を、当該保護が効力を生じてから 12 カ月内に遵守することを要する。ただし、第三者が善意で取得した権利を公平に取り扱うことを前提とする。

### フォークロアの継続的使用

フォークロアを保護するこの議定書の導入前に開始していたフォークロアの継続的使用については、この議定書が発効してから 12 カ月以内に第 19 条の規定を遵守することを要する。ただし、以前の使用を通じて第三者が善意で取得した権利および権益を公平に取り扱うことを前提とする。

## 7.7 規則

スワコプムント議定書の実施のための規則が制定および公表されている。これには、以下の規則が含まれる。

- i) 管理手続、またはこの議定書の規定の実施のための必要な詳細を規定した規則
- ii) 伝統的知識およびフォークロアを利用する許可の申請手続を規定した規則
- iii) ARIPO 事務局が請求する手数料（別紙 F）、および締約国間の手数料の一部分配の詳細

細について規定した規則

- iv) この議定書に基づく書式を必要とする事項に用いられる書式を定めた規則
- iv) より具体的には、規則は、特に伝統的知識およびフォークロアの記録（当該越境的記録を含む。）、事前の同意を前提とした譲渡および利用権の許可申請、伝統的知識およびフォークロアの利用許諾契約、伝統的知識およびフォークロアの登録簿の詳細ならびにその検査、各種の公開、利益分配の詳細、紛争解決および当該紛争を取り扱う委員会などについて、その書式、手数料、および手続を規定している。

## 8 著作権

知的財産の形態としての著作権は、著作物の原作品の創作者に与えられる法的権利であり、これを利用および頒布する独占的権利である。著作権は、限定的期間についてのみ存続し、期間は各国の法律の定めによる。通常は、創作者の生前に創作者の死後の年数を加算する。一般にこれは、創作者の死後 50 年から 100 年間である。著作権は、思想の原表現のみを保護するものであり、特許または実用新案のように根底にある着想は保護しない。

ARIPO の多くの加盟国がベルヌ条約の調印国であり、このことは、有形化された作品に著作権が自動的に存在することを意味している。したがって、関係する登録手続はないが、国内法に従って著作権の登録を要求する国が存在する可能性がある。ベルヌ条約はさらに、各加盟国に、著作権として認められるために作品が有形の形態に固定されることを要するかについての決定を委ねている<sup>118</sup>。筆者は、著作権の対象となる可能性がある作品について有形の形態にしておくことが常に最善であると助言する。それは、そのような作品に関係して紛争または訴訟が発生した場合に、作者または創作者のために明白な権利を証明するためである。

ARIPO の名称に知的財産権が含まれているにもかかわらず、ルサカ協定および ARIPO 議定書では著作権に関する規定を定めておらず、産業財産権について定めているのみである。

したがって、著作権は、各締約国の国内法の適用を受け、当該国がベルヌ条約の加盟国でもある場合にはベルヌ条約により保護される。

---

<sup>118</sup> ベルヌ条約第 2 条第 2 項

## 9. ARIPO に関する最近の話題

### 9.1 地理的表示に関する任務の実施の進展

地理的表示（GI）に関して、ARIPOは、2016年6月7日から9日までジュネーブで開催された「リスボン協定およびリスボン協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則の策定のための作業部会」に参加した。ARIPOはまた、2016年11月22日から25日までケニアのナイロビで開催された「アフリカにおける地理的表示のためのアフリカ連合の大陸戦略および行動計画についての検討および検証のための作業部会」にも参加した。ARIPO加盟国でのGIの法的枠組および潜在的なGIの特定についての検討において加盟国を支援するための詳細な提案が、リソースのさらなる結集のために、2017年の間に策定された<sup>119</sup>。

したがって、現在、この種のIPRをARIPO制度により登録することはできないが、将来には変更される可能性がある。

### 9.2 ARIPO と加盟国の法律の調和

2016年の間に、ARIPOと加盟国の法律の調和に向けた取組みについて、管理委員会第40回会議では、ARIPOに、加盟国がその国内法を一致させるための完全な広域法を策定する任務が課せられた<sup>120</sup>。

### 9.3 ARIPO に関するニュース

ARIPO は、2016年12月9日に40周年を迎えた。この節目を記念して、新たなARIPOのロゴが発表され、これによりARIPOの知名度が向上することが見込まれる。祝典の呼び物は新たな本部ビルの発表であった。この現代的なビルは、スペースが増加し、素晴らしい会議設備を備えた最新式のホールが設けられている。管理委員会は、その第40回会議において、ARIPO 締約国がその国内法を一致させることになる広域法を策定する任務を課した。その目的は、締約国の国内法とARIPOの法律との調和を促進することにある。このプロジ

<sup>119</sup> 2016年ARIPO年次報告書17頁

<sup>120</sup> 2016年ARIPO年次報告書18頁



エクトが成功して、出願の指定の際に各国の国内法についての知識を入手する必要性がなくなるのが望まれる。

強く待望されているその他の進展としては、スワコプメント議定書の実施およびアルーシヤ議定書の規則の公布がある。スワコプメント議定書の実施の準備において、ARIPO は、そのパートナーとともに、登録された伝統的知識、関連する遺伝資源、民間伝承表現、および、公知に属する既存の情報についてのデータベースを、(少し例を挙げれば) 科学的刊行物、薬局、文化遺産目録、博物館および文書館の収集品の形で設けることになる。

ARIPO は、知的財産の保護について、および、知的財産の問題において援助するために必要な人的資源の提供についてアフリカでの認識を促すために指導的な役割を果たすことが期待されている。この目的のために ARIPO は、知的財産修士 (MIP) 号を授与している。その目的は、知的財産教育およびこれに関する技能を育成および強化することにある。このプログラムは、アフリカ大学および世界知的財産機関 (WIPO) の援助を受けて ARIPO アカデミーが提供している。2017 年は MIP 号プログラムの 10 年目に当たる。さらに ARIPO は、知的財産問題に関する継続的な教育を行うために、加盟国に対して移動セミナーを行うとともに、国内の知的財産権庁に技術援助を提供している。

## 10. 参考文書一覧

1. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）内での新種植物の保護に関するアルーシャ議定書（2015年7月5日採択）
2. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内での標章に関するバンジュール議定書（1993年11月19日採択、1997年3月6日発効）
3. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内での特許および意匠に関するハラレ議定書（1982年12月10日採択、1984年4月25日発効）
4. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の創設に関するルサカ協定（1976年12月9日採択、1978年2月15日発効）
5. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内での標章に関するバンジュール議定書施行規則（2000年1月1日発効）
6. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内での特許および意匠に関するハラレ議定書施行規則（1984年4月25日発効）
7. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内での伝統的知識およびフォークロアの保護に関するスワコプムント議定書施行規則（2012年1月1日発効）
8. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内での伝統的知識およびフォークロアの保護に関するスワコプムント議定書（2010年8月9日採択）
9. 2016年ARIPO年次報告書

## 11. 別添

### 別添 A – ルサカ協定加盟国

ARIPO（ルサカ協定）の加盟国および各国が加盟している議定書

加盟国	ルサカ協定	ハラレ議定書	バンジュール 議定書	スワコプムン ト議定書	アルーシャ議 定書
ボツワナ	1985年2月6 日	1985年5月6 日	2003年10月 29日	2012年3月 28日	
ガンビア	1978年2月 15日	1986年1月 16日		2015年2月 11日	2015年7月6 日
ガーナ	1978年2月 15日	1984年4月 25日			2015年7月6 日
ケニア	1978年2月 15日	1984年10月 24日			
レソト	1987年7月 23日	1987年10月 23日	1999年2月 12日		
リベリア	2009年12月 24日	2010年3月 24日	2010年3月 24日	2016年10月 25日	
マラウイ	1978年2月 15日	1984年4月 25日	1997年3月6 日	2012年12月 20日	
モザンビーク	2000年2月8 日	2000年5月8 日			2015年7月6 日
ナミビア	2003年10月 14日	2004年4月 23日	2004年1月 14日	2015年2月 11日	
ルワンダ	2011年6月 24日	2011年9月 24日		2012年7月 16日	
サントメ・プ リンシペ	2014年5月 19日	2014年8月 19日	2015年11月 27日		2015年7月6 日
シエラレオネ	1980年12月 5日	1999年2月 25日			
ソマリア	1981年12月 10日				

スーダン	1978年5月2日	1984年4月25日			
スワジランド	1978年12月17日	1988年3月17日	1997年3月6日		
タンザニア*	1983年10月12日	1999年9月1日	1999年9月1日		
ウガンダ	1978年8月8日	1984年4月25日	2000年11月21日		
ザンビア	1978年2月15日	1986年2月26日		2015年8月28日	
ジンバブエ	1980年11月11日	1984年4月25日	1997年3月6日	2013年4月22日	

\*ザンジバルは、タンザニア連合共和国の一部であるが、産業財産その他の事項についてタンガニーカとは別個の法律を有している。

## 別添 B - 標章に関するバンジュール議定書 - 別表 I - 手数料

	事項または手続	手数料額 (米ドル)	対応する書式
1.	代理人の権限付与 (委任状)		M 2
2.	商標登録の出願		M 1
	(a) 紙での出願	100	
	(b) 電子出願 (20 %減額後)	80	
	(c) 1 件の商標		
	(i) 一つの類 (指定国ごと)	100	
	(ii) 追加の類一つにつき (指定国ごと)	50	
	(d) 追加の商標 1 件につき		
	(i) 一つの類 (指定国ごと)	50	
	(ii) 追加の類一つにつき (指定国ごと)	10	
3.	指定の遅延について (指定国ごと)	100	M 3
4.	登録手数料		
	(i) 一つの類 (指定国ごと)	100	
	(ii) 追加の類一つにつき (指定国ごと)	50	
5.	登録証明書		M 12
6.	商標登録の更新請求		M 10
	(i) 一つの類 (指定国ごと)	100	
	(ii) 追加の類一つにつき (指定国ごと)	50	
7.	更新遅延の追加手数料		
	(i) 一つの類	20 %の追加料金	
	(ii) 追加の類一つにつき	20 %の追加料金	
8.	不使用による商標の登録簿からの抹消または登録事項の修正についての申請	20	
9.	代理人の変更申請	50	M 11
10.	商標が登録された商品またはサービスについて削除を求める登録権利者の申請 (指定国ごと)	50	
11.	出願または登録商標の誤記訂正、変更、または補正の請求		M 11
	(a) 1 件の商標 (指定国ごと)	50	
	(b) 追加の商標 1 件につき (指定国ごと)	50	
12.	商標の回復 (指定国ごと)	100	M 14
13.	登録使用者の登録の申請		
	(i) 1 件の商標 (指定国ごと)	50	

	(ii) 追加の商標 1 件につき (指定国ごと)	50	M 17
14.	商標の登録権利者および登録使用者による、登録使用者の登録変更の申請		
	(i) 1 件の商標 (指定国ごと)	50	M 11
	(ii) 追加の商標 1 件につき (指定国ごと)	50	
15.	商標の登録権利者および登録使用者による、登録使用者の登録取消の申請		
	(i) 1 件の商標 (指定国ごと)	50	M 17
	(ii) 追加の商標 1 件につき (指定国ごと)	50	
16.	文書登録簿内の登録事項の認証謄本または抄本の登録官認証の請求	30	M 18
17.	登録簿の検査	20	
18.	譲渡、移譲またはその他の形態の移転の登録		M 15
	(i) 1 件の商標 (指定国ごと)	50	
	(ii) 追加の商標 1 件につき (指定国ごと)	50	
19.	ARIPO に対するライセンスまたはその他の類似の権利の登録申請		
	(i) 1 件の商標 (指定国ごと)	50	M 16
	(ii) 追加の商標 1 件につき (指定国ごと)	50	
20.	出願の国内出願への転換請求	50	M 7
21.	ニース分類の最新版に従った商標の分類請求	50	
22.	調査手数料	50	
23.	延長請求 (延長は、期限日から起算)	50	M 19
24.	出願に関する各類の商品リストについて、50 番目の単語より後の 1 単語ごとの追加料金	50 語より後の 1 語ごとに 5	

## 別添 C - ハラレ議定書 - 特許手数料

	手数料の種類	金額 (米ドル、規則 11(3)(a)が適用される場合にはその相当額)
1.	出願手数料	
	(a) 紙での出願	290
	(b) 電子出願 (20 %減額後)	232
2.	指定国ごとの指定手数料	85
3.	審査報告書手数料	300
4.	調査報告書手数料	300
5.	公開または再公開手数料	350
6.	31 頁から 100 頁の各追加頁についての追加料金	20
	101 頁以降の各頁についての追加頁手数料	30
7.	10 クレームを超える各追加クレームの追加料金	50
8.	付与手数料	350
9.	各指定国についての年間維持手数料	
	第 1 応当日 (出願日から 2 年目)	50
	第 2 応当日	70
	第 3 応当日	90
	第 4 応当日	110
	第 5 応当日	130
	第 6 応当日	150
	第 7 応当日	170
	第 8 応当日	190
	第 9 応当日	210
	第 10 応当日	230
	第 11 応当日	250
	第 12 応当日	270
	第 13 応当日	290
	第 14 応当日	310
	第 15 応当日	330
	その後の各年については、指定国ごとに 50 米ドルを追加する。	
10.	年間維持手数料の納付遅延についての追加料金	100
	および手数料が未納付である月 (1 月に満たない場合も 1 月とする) ごとに	50
11.	誤りの訂正	

	印刷上の誤り（最初の誤り）	20
	その後の他の印刷上の誤り*	50
	印刷上以外の誤り	100
12.	登録簿の閲覧	10
13.	登録簿または記録の抄本の請求（頁ごと）	5
14.	ARIPO 特許出願または付与された特許の認証謄本（30 頁まで）	100
	31 頁以降の各頁につき	5
15.	ARIPO 特許／出願の優先権書類についての請求	
16.	特許協力条約（PCT）に基づく受理庁としての ARIPO 事務局に提出した国際出願の送付手数料	50
17.	要約書の作成	100
18.	国内特許出願から ARIPO 出願への転換	100
19.	ARIPO 特許出願から国内出願への転換	100
20.	ARIPO 特許出願から実用新案出願への転換	100
21.	ARIPO 実用新案出願から ARIPO 特許出願への転換	300
22.	譲渡、移転、変更、登録詳細事項などの登録	100
23.	延長の請求	請求ごとに 100
	同一案件の延長についての 2 回目の請求	2 回目の請求について 200
	同一案件の延長についての 3 回目の請求	3 回目の請求について 400
	同一案件の延長についてのそれ以上の請求	請求ごとに 400
24.	調査請求手数料（状態、有効性、自由実施など）	100
25.	代理人の変更	100
26.	紛失または破棄した証明書の交換請求	100
27.	権利の回復	
	31 カ月経過後における広域段階での PCT 出願の提出	100
	期限の不遵守による出願の遅延	100
	手数料が未納付である月（1 月に満たない場合も 1 月とする）ごと	50
28.	限定／付与後修正についての請求	300
29.	クレーム、明細書、および図面の自発的修正	200

\*2 つ目以降の他の印刷上の誤りすべてについて適用される。



## 別添 D - ハラレ議定書 - 意匠の手数料

	手数料の種類	金額 (米ドル、規則 11(3)(a)が適用される場合にはその相当額)
1.	出願手数料	
	(a) 紙での出願	50
	(b) 電子出願 (20 %減額後)	40
2.	指定国ごとの指定手数料	10
3.	登録および公開手数料	75
4.	各指定国についての年間維持手数料	
	第 1 応当日	10
	第 2 応当日	12
	第 3 応当日	14
	第 4 応当日	16
	第 5 応当日	18
	第 6 応当日	20
	第 7 応当日	24
	第 8 応当日	28
	第 9 応当日	32
5.	年間維持手数料の納付遅延についての追加料金	15
	手数料が未納付である月 (1 月に満たない場合も 1 月とする) ごと	2
6.	認証謄本 (頁ごと)	2
	10 頁を超える各頁につき	1
7.	登録簿の閲覧	2
	10 頁を超える各頁につき	1
8.	誤りの訂正 (請求ごと)	
	最初の誤り	10
	その後の追加の誤りすべて	20
9.	登録簿の登録事項の認証謄本	10
	10 頁を超える各頁につき	1
10.	国内出願への転換	50
11.	譲渡、移譲、変更、登録詳細事項などの登録	20
12.	延長の請求	延長ごとに 50
13.	状態調査手数料 (状態、有効性、自由実施など)	50

14.	代理人の変更	50
15.	ARIPO 出願の優先権書類についての請求	20
16.	紛失または破棄した証明書の交換請求	50
17.	権利の回復	
	出願の失効	15
	手数料が未納付である月（1 月に満たない場合も 1 月とする）ごと	2

## 別添 E－ハラレ議定書－実用新案の手数料

	手数料の種類	金額（米ドル、規則 11(3)(a)が適用される場合にはその相当額）
1.	出願手数料	
	(a) 紙での出願	100
	(b) 電子出願（20%減額後）	80
2.	指定手数料（国ごと）	20
3.	登録および公開手数料	50
4.	再公開手数料	20
5.	維持手数料（指定国ごと）	
	1年目	20
	2年目	25
	3年目	30
	4年目	35
	5年目	40
	6年目	45
	7年目	50
	その後の毎年	10
6.	年間維持手数料の納付遅延についての追加料金	30
	手数料が未納付である月（1月に満たない場合も1月とする）ごと	5
7.	認証謄本（1頁ごと）	2
	10頁を超える各頁につき	1
8.	優先権書類についての請求	20
9.	登録簿の閲覧	2
	10頁を超える各頁につき	1
10.	誤りの訂正	
	最初の誤り	20
	追加の誤りすべて	30
	印刷上のものでない誤り	30
11.	登録簿の登録事項の認証謄本	20
12.	国内出願への転換	50
13.	ARIPO 実用新案出願から国内出願への転換	300
14.	譲渡、移譲、登録詳細事項の変更、国数の削減な	30

	どの登録	
	10 頁を超える各頁につき	1
15.	延長の請求	延長ごとに 10
16.	状態調査手数料	10
17.	代理人の変更	50
18.	紛失または破棄した証明書の交換請求	50
19.	権利の回復	
	31 カ月経過後の広域段階での PCT 出願の提出	30
	期限の不遵守による出願の失効	30
	手数料が未納付である月（1 月に満たない場合も 1 月とする）ごと	5

## 別添 F – スワコプメント議定書 – 第 3 別表 A 部および B 部 – 伝統的知識およびフォークロアの手数料

### 越境的伝統的知識の手数料 (A 部)

	手数料の種類	金額 (米ドル)
1.	出願手数料	50
2.	登録および公開手数料	50
3.	年間維持手数料の納付遅延についての追加料金	15
	手数料が未納付である月 (1 月に満たない場合も 1 月とする) ごと	2
4.	認証謄本 (1 頁ごと)	2
	10 頁を超える各頁につき	1
5.	研究開発のための登録簿の閲覧	100
6.	誤りの訂正	
	最初の誤り	10
	追加の誤り	2
7.	登録簿の登録事項の認証謄本	10

### 越境的フォークロアの手数料 (B 部)

	手数料の種類	金額 (米ドル)
1.	出願手数料	50
2.	登録および公開手数料	50
3.	年間維持手数料の納付遅延についての追加料金	15
	手数料が未納付である月 (1 月に満たない場合も 1 月とする) ごと	2
4.	認証謄本 (1 頁ごとに)	2
	10 頁を超える各頁につき	1
5.	研究開発のための登録簿の閲覧	100
6.	誤りの訂正	
	最初の誤り	10
	追加の誤り	2
7.	登録簿の記載事項の認証謄本	10

[特許庁委託事業]  
アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）における  
知的財産権取得に関する制度概要調査

2018年2月 発行

[作成協力]  
KISCH IP Attorneys  
Sandton & Pretoria, South Africa  
[www.kisch-ip.com](http://www.kisch-ip.com)



[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部  
TEL: +971-4-5645878  
E-Mail: [dubai\\_ipr@jetro.go.jp](mailto:dubai_ipr@jetro.go.jp)



本報告書は、日本貿易振興機構が2018年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。